

高等学校等就学支援金事務処理要領（新制度）（第3版） （都道府県事務担当者用）

まえがき

本要領は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、「高等学校等就学支援金」（以下「就学支援金」という。）の制度の概要及び就学支援金の支給に関する事務処理の標準的な手順等について記載したものです。

各都道府県においては、就学支援金が、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、社会全体の負担により生徒の学びを支えるものであることを改めて御認識いただき、円滑な制度の実施のため、本要領に沿って実施していただくようお願いします。

また、就学支援金の支給に係る事務処理については、法令等に記載される事項以外は就学支援金の支給事業主体である都道府県の判断による取扱いをすることが許容される。就学支援金の支給に加えて都道府県独自の授業料減免制度を実施する場合もあると考えられることから、各都道府県においては、本要領を参考にして各都道府県としての事務処理要領等を作成し、各学校設置者に配布するなど、適宜本要領の活用を図ってください。

なお、第3版において、平成27年12月～平成28年2月に実施した広域通信制高校における就学支援金事務に関する緊急点検の結果等を踏まえた就学支援金事務の適正な実施に向けた留意事項についても加えましたので、事務処理上遺漏のないよう願います。

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室

第1版 平成26年4月
第2版 平成27年4月
第3版 平成28年4月

【目次】

第1章 高等学校等就学支援金制度の概要

- 1 制度の趣旨・目的 1
- 2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要 1
- 3 制度の概要 3

第2章 就学支援金に関する事務の流れの概要 6

第3章 都道府県における事務

- 1 就学支援金交付金の申請、受領に関する事務 7
- 2 就学支援金の支給 8
- 3 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定 24
- 4 実地検査及びそのフォローアップ 25
- 5 就学支援金の受給資格消滅の通知、就学支援金支給実績証明書 25
- 6 休学に伴う就学支援金の支給停止、再開 25
- 7 転学に伴う就学支援金の取扱い 26
- 8 退学・除籍に伴う就学支援金の取扱い 27
- 9 株式会社立高等学校の扱い 27
- 10 広域通信制高等学校の扱い 27
- 11 公立大学法人立高等専門学校の扱い 27
- 12 高等学校等就学支援金事務費交付金 27
- 13 都道府県から市町村への権限移譲 28

第4章 学校における事務

- 1 生徒・保護者への制度の周知 29
- 2 就学支援金に係る補助金等の交付申請等 29
- 3 受給資格認定申請書の配付、とりまとめ、都道府県への提出 29
- 4 収入状況届出書等のとりまとめ、都道府県への提出 29
- 5 受給資格認定通知等の受理、生徒への配付 30
- 6 就学支援金の支給決定（予定） 30
- 7 就学支援金の代理受領、授業料との相殺 30
- 8 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定 33
- 9 就学支援金の受給資格消滅通知 33
- 10 就学支援金の支給停止、再開 33

参考資料 各種様式

※本要領で示す各種様式のうち高等学校等就学支援金交付金に関する様式については、交付要綱において示すものが正式なものとなる。このため、本要領で示す様式についても、交付要綱に沿って変更することがあり得るものである。

第1章 高等学校等就学支援金制度の概要

1 制度の趣旨・目的

本制度は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（以下「法」という。）に基づいて、高等学校等に在籍する生徒の授業料に充てるものとして就学支援金を支給するものである。

「高等学校等就学支援金制度」は、以下のような趣旨・目的に基づいて実施するものである。

- ① 高等学校等への進学率は約 98 %に達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果は広く社会に還元されるものであることから、その教育費について社会全体で負担していく方向で諸施策を進めていくべきであること。
- ② 高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっていること。
- ③ 多くの国で後期中等教育を無償としており、国際人権 A 規約^(※)にも「中等教育における無償化の漸進的導入」が規定されている。

(※) 国際人権A規約とは、国連人権委員会が作成した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際人権規約」のことをいい、労働の権利、社会保障についての権利、教育についての権利などの社会権を保障するものである。(我が国においては、昭和 54 年に批准し、同年 9 月 21 日に発効。アメリカ合衆国を除く主要各国が締約。)

また、この施策が高校教育に及ぼす効果としては、以下のことがあげられる。

- ① 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減により、全ての意志ある高校生等が、教育費負担を心配することなく、安心して勉学に打ち込めること。
- ② 対象となる高校生等に対しては、本制度の意義について周知することにより、自らの学びが社会に支えられていることの自覚を醸成し、国家・社会の形成者としての成長を目指して、学習意欲を維持向上する効果が期待されること。

2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要

(1) 法律の趣旨

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができることとすること。

(2) 対象となる学校

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第 1 学年～第 3 学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設（*）の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの。

*対象となる国家資格者養成施設

- ・ 理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第 57 条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- ・ 准看護師養成所
- ・ 調理師養成施設
- ・ 製菓衛生師養成施設

※専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているものについては、平成 26 年 4 月 1 日以降に当該学校の第 1 学年に入学する者から、学年進行で対象となる。

(3) 就学支援金の支給

①受給資格

就学支援金は、(2) の高等学校等（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒で日本国内に住所を有する者（以下「受給資格者」という。）に対して支給する。

ただし、

- ・高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間が通算して 36 月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は在学した期間を一月の 4 分の 3 に相当する月数として計算）を超える者
- ・所得制限基準に該当する者

②受給資格の認定

受給資格者は、就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する高等学校等（同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を通じて、都道府県に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

③就学支援金の額

- a 就学支援金は、②の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその初日において当該認定に係る高等学校等（以下「支給対象高等学校等」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、当該支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が政令で定める支給限度額を超える場合には、支給限度額）とする。
- b 保護者等の収入の状況に照らして特に必要があると認められる受給権者については、a の支給限度額に政令で定める額を加算するものとする。
- c a の支給限度額は、公立高等学校の授業料の月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

④就学支援金の支給

- a 都道府県は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。
- b 就学支援金の支給は、受給権者が②の認定の申請をした日の属する月から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

⑤代理受領等

支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

⑥収入の状況の届出

受給権者は、毎年、都道府県が定める日までに、保護者等の収入の状況に関する事項を、都道府県に届け出なければならない。

⑦就学支援金の支払の一時差止め

受給権者が、正当な理由なく⑥の届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

⑧不正利得の徴収

偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

⑨罰則

偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

3 制度の概要

(1) 対象となる学校種

2 (2) のとおり。

(2) 支給の対象となる者

高等学校等（上記 (1) の対象となる学校種）に在学する生徒が対象となる。ただし、以下の者については支給の対象とならない。

①日本国内に住所を有しない者

本制度は、高等学校等に係る教育の成果が社会全体に還元されるものであり、その教育費について社会全体で負担するという考え方に立脚するものであることから、我が国に在住し、我が国の社会を構成する者についてその対象とするものである。

②高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者

③高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は、在学した期間を一月の4分の3に相当する月数として計算）を超える者

これらの者については、所定の修業年限で高等学校等を卒業する者が受けることができる就学支援金の総額との均衡や、無制限に公費を支出し続けることがないようにする観点から、支給しないこととしたものである。

④所得制限基準に該当する者

法第3条第2項第3号に掲げる「保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者」として、保護者等の市町村民税所得割額が304,200円以上である者

(3) 2校以上の高等学校等に同時に在学している場合の取扱い

同時に2校以上の高等学校等に在学している生徒については、当該生徒の選択により、いずれか1校の授業料に対する就学支援金を支給する。

(4) 就学支援金の額

就学支援金は以下の額を限度に月を単位として支給される。

	高等学校・中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	専修学校	各種学校
国立	9,600	400	9,900*	9,900	9,900
公立	9,900(注)	400	9,900*	9,900*	9,900
私立	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*

*は加算の対象となるもの

(注) 公立の高等学校及び中等教育学校の定時制課程は2,700円

公立の高等学校及び中等教育学校の通信制課程は520円

なお、授業料の額が上記の額に達しない場合には、授業料の額を限度として就学支援金が支給される。

(5) 単位あたりの授業料を設定する高等学校等における就学支援金の支給額の特例

単位制高等学校や専修学校高等課程・一般課程の単位制学科の中には、単位あたりの授業料を設定しているところがあることから、その場合の就学支援金の支給限度額については、特例を設けることとしている。

なお、1単位あたり授業料を設定し徴収している場合のルールについては、第3章2

(6) 参照。

(6) 所得に応じた支給

①制度の概要

私立の高等学校・中等教育学校・特別支援学校、国公私立の高等専門学校、公私立の専修学校高等課程・一般課程及び私立の各種学校の生徒のうち特に経済的負担を軽減する必要がある世帯の生徒については、所得に応じて支給金額を1.5倍～2.5倍した額を上限として支給する。

- a 年収 250 万円未満程度の世帯：年間 118,800 円の 2.5 倍の額 (297,000 円)
- b 年収 250 ～ 350 万円未満程度の世帯：年間 118,800 円の 2 倍の額 (237,600 円)
- c 年収 350 ～ 590 万円未満程度の世帯：年間 118,800 円の 1.5 倍の額 (178,200 円)
- d 年収 590 ～ 910 万円未満程度の世帯：年間 118,800 円

※これらの年収はあくまで目安であり、具体的な所得確認基準は以下のとおり。

②所得確認

○所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である市町村民税所得割額により判断。

支給限度額等	保護者等の市町村民税所得割額
所得制限	304,200 円以上
通常の支給限度額	154,500 円以上 304,200 円未満
通常の支給限度額の 1.5 倍の額	51,300 円以上 154,500 円未満
通常の支給限度額の 2 倍の額	100 円 (※) 以上 51,300 円未満
通常の支給限度額の 2.5 倍の額	0 円 (非課税)

※ 実際の税額の算定においては、100 円未満の端数は切捨てとなり、市町村民税所得割額が 1 ～ 99 円となることはない。この場合、市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において 1 ～ 99 円と記載されている場合であっても、2.5 倍加算の対象となる。

(7) 就学支援金交付金の支払請求、支払

国は就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に高等学校等就学支援金交付金として交付する。この交付金は、4～6月の第1期、7～9月の第2期、10～12月の第3期及び1～3月の第4期の年4回に分けた支払計画に基づき、国が交付額を決定し、国から都道府県に交付される。

(8) 支給期間

就学支援金の支給期間は、最大で 36 月である。ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で 48 月である。

(9) 受給資格認定

高等学校等に在学する生徒は、就学支援金の支給を受けようとする場合には、受給資格認定申請書に保護者等（生徒の親権を行う者等）の市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、当該生徒が在学する学校の設置者を通じて、都道府県に提出し、その認定を受ける必要がある。

(10) 就学支援金の支給

就学支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、受給事由の消滅（当該高等学校等の卒業、中退、転学、所得制限等）した月に終了する。

なお、やむを得ない理由により受給資格認定申請を行うことができない場合に、その理由がやんだ後 15 日以内に申請を行った場合には、当該理由により申請できなくなっ

た日を申請日とみなして支給を受けることができる。

(11) 代理受領

就学支援金の支給は、学校設置者による代理受領でもって行われる。これは、就学支援金について、確実に授業料の支払いに充当されるようにするとともに、事務経費を極力抑えることを目的として実施するものである。

具体的には、就学支援金について、学校設置者が、在学する生徒に代わって都道府県から受領し、学校設置者がその生徒に対して有する授業料債権の弁済の一部に充てることにより代理受領を行うことになる。

したがって、学校設置者は、それぞれの授業料の徴収方法を踏まえ、適宜受領した就学支援金を当該生徒に対する授業料債権の弁済に充てることになるが、例えば、年額の授業料について就学支援金の受給前に納付を受けているような場合には、後日納入分において相殺するか、若しくは就学支援金が交付された後に、就学支援金相当額を返金する必要がある。

なお、支給対象高等学校等が都道府県立の高等学校等である場合は、就学支援金を生徒に対する授業料債権の弁済に充てることは同様であるが、学校設置者と就学支援金の支給者が同一となるため、(都道府県から交付される就学支援金を学校設置者が生徒に代わって受領するという意味の)代理受領は行われない。

(12) 収入の状況の届出

① 受給権者である生徒は、就学支援金の支給が停止されている場合を除き、毎年度、都道府県が定める日までに、課税証明書等を添付した「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書(以下「収入状況届出書」という。)を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県に提出しなければならない。

② ①にかかわらず、受給権者である生徒(就学支援金の支給が停止されている者を除く。)は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合は、当該課税証明書等を添付することを要しない。

(13) 就学支援金の支払の一時差止め

都道府県は、受給権者である生徒が、正当な理由がなく(12)の届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

(14) 休学

生徒が休学する場合、受給権者である生徒は就学支援金の支給の停止を学校設置者を通じて都道府県に申し出ることができる。生徒が就学支援金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで就学支援金の支給は停止され、当該休学期間は(8)の支給期間に算入されない。

第2章 就学支援金に関する事務の流れの概要

就学支援金に関する事務の流れの概要は以下のとおり。なお、学校設置者の欄の「都道府県からの事務委託等」については、都道府県から学校設置者への依頼により行うことも可能であり、法令上、必ず文書による事務委託が必要であるものではないが、事務の分担が明確になっていることが当然求められる。

	生徒		学校設置者		都道府県	国
		法令による義務的業務		都道府県からの事務委託等 (根拠規定省令§14)		
交付金の算定				在籍予定生徒数（低所得世帯見込み生徒数を含む。）の報告	在籍予定生徒数（低所得世帯見込み生徒数を含む。）の集計 ↓ 交付申請（年間）・変更申請（適宜）	交付決定（年間）・支払集計（年4回） ↓ 払込（年4回）
就学支援金の支給	受給（法§61）	代理受領（法§7） (授業料債権の一部に充当)			交付金受取（年4回）	
① 受給資格認定	受給資格認定申請書の記入（法§4） ↓ 受給資格認定申請書、確認用書類（課税証明書等）の提出（法§4） ↓ 受給資格認定（不認定）通知の受取	受給資格認定申請書、確認用書類（課税証明書等）の経由（法§4） ↓ 受給資格認定（不認定）の生徒への通知（省令）	受給資格認定申請書（在学中原則1回）の作成（プリントアウト）・配付（様式は省令で規定） ↓ 受給資格認定申請書、確認用書類（課税証明書等）をとりまとめの上提出（申請者リストを作成・提出） ↓ 受給資格認定（不認定）通知（生徒一覧）の受取・個人単位に整理（個人配付用にプリントアウト。）	受給資格認定申請書（在学中原則1回）の作成（プリントアウト）・配付（様式は省令で規定） ↓ 受給資格認定申請書、確認用書類（課税証明書等）をとりまとめの上提出（申請者リストを作成・提出） ↓ 受給資格認定（不認定）通知（生徒一覧）の受取・個人単位に整理（個人配付用にプリントアウト。）	受給資格の認定（法§4） ↓ 受給資格認定（不認定）通知の発出（省令）	
② 支給決定	就学支援金の支給（交付）申請（省令で定める受給資格認定申請書様式において学校設置者に委任） ↓ 就学支援金の支給額決定（交付決定）通知の受取	就学支援金の支給（交付）申請（省令で定める受給資格認定申請書様式に基づき生徒より受任） ↓ 就学支援金の支給額決定（交付決定）の生徒への通知（省令）	就学支援金の支給額決定（交付決定）通知の受取・個人単位に整理（個人配付用にプリントアウト。）※	就学支援金の支給額決定（交付決定）通知の受取・個人単位に整理（個人配付用にプリントアウト。）※	就学支援金の支給（交付）決定 ↓ 就学支援金の支給額決定（交付決定）通知の発出（省令）	
③ 収入状況届出	収入状況届出書の記入 ↓ 収入状況届出書・確認用書類（課税証明書等）の提出	収入状況届出書・確認用書類（課税証明書等）の経由（省令）	収入状況届出書（毎年6～7月）の作成（プリントアウト）・配付（様式は省令で規定） ↓ 収入状況届出書・確認用書類（課税証明書等）のとりまとめ（申請者リストを作成・提出）	収入状況届出書（毎年6～7月）の作成（プリントアウト）・配付（様式は省令で規定） ↓ 収入状況届出書・確認用書類（課税証明書等）のとりまとめ（申請者リストを作成・提出）	(所得制限基準に該当する場合) ↓ (正当な理由がなく収入状況届出書の提出がなされない場合) ↓ 支払の一時差止め通知の発出	
④ 支払の一時差止め	支払の一時差止め通知の受取	支払の一時差止めの生徒への通知	支払の一時差止め通知の受取・個人単位に整理（個人配付用にプリントアウト）	支払の一時差止め通知の受取・個人単位に整理（個人配付用にプリントアウト）		
④ 受給資格消滅	(受給資格消滅時) ↓ 資格認定消滅通知の受取	資格認定消滅者一覧の作成・提出（省令） (注)「修業年限が3年未満の課程卒業者」「転退学者」のほか、「通算在学期間が36月未満で卒業する者」を対象。(36月の在学期間終了と同時に卒業する場合は一覧作成を要しない。) ↓ 資格認定消滅の生徒への通知（省令）	資格認定消滅通知の受取・個人単位に整理（個人配付用にプリントアウト。）	資格認定消滅通知の受取・個人単位に整理（個人配付用にプリントアウト。）	資格認定消滅者の確定 ↓ 資格認定消滅通知の発出（省令） (注)「修業年限が3年未満の課程卒業者」「転退学者」に対しては、支給実績証明機能を有した消滅通知を発行。	
④ (資格認定消滅通知紛失時)	支給実績証明書の申請・受取（省令）				支給実績証明書の発行・配付（省令）	
⑤ 支給停止・再開	(休学等による支給停止時) 支給停止・再開申出書の記入※再開時は原則、収入状況届出書等を添付（ただし、既に課税証明書等を提出している場合は添付不要） ↓ 支給停止・再開申出書の提出（法§81） ↓ 支給停止・再開通知の受取	支給停止・再開申出書の経由（法§81） ↓ 支給停止・再開の生徒への通知（省令）	支給停止・再開申出書の作成（プリントアウト）・配布（様式は省令で規定） ↓ 支給停止・再開申出書の経由（法§81） ↓ 支給停止・再開の生徒への通知（省令）	支給停止・再開申出書の作成（プリントアウト）・配布（様式は省令で規定） ↓ 支給停止・再開申出書の経由（法§81） ↓ 支給停止・再開の生徒への通知（省令）	支給停止・再開決定（法§81） ↓ 支給停止・再開通知の発出（省令）	
					関係書類の保管（電子媒体化を含む。）	

第3章 都道府県における事務

就学支援金の支給に関し、都道府県において行う事務の内容は以下のとおり。

法令等で都道府県が行うことと定められている事項以外の事務については、都道府県の判断により、事務を学校設置者【都道府県立高等学校等の場合は学校（以下、別に記載がない限り、本章において同様とする。）】や外部団体等に委託することができる。

様式については、都道府県、学校等が現場の状況に応じて多少の変更を加えることが可能である。具体的には、申請及び届出手続の際に把握しなければならない事項を削除することはできないが、対象生徒や学校の状況に鑑みて不要となる記入欄を削除することや、必要となる記入事項を追加することなど、柔軟に変更することが可能である。また、学校名や所在地等を予め記入して受給資格認定申請書及び収入状況届出書（以下「申請書等」という。）を配付することも可能である。

1 就学支援金交付金の申請、受領に関する事務

(1) 都道府県予算への計上

就学支援金は都道府県の事務として受給権者である生徒に支給されるため、国から交付される交付金は都道府県において、まず国から資金を受け入れるために歳入予算に計上し、就学支援金の支給に係る費用を歳出予算に計上する必要がある。

歳入予算については、国から「高等学校等就学支援金交付金」、事務費については「高等学校等就学支援金事務費交付金」として交付されることを踏まえ歳入に計上する。

歳出予算については、都道府県において、就学支援金の支給事務を実施するための科目として適切な節で予算計上する。

(2) 就学支援金交付金の交付申請

都道府県は、交付要綱に基づき、別途連絡する期日までに、算定した概算額に基づき、文部科学大臣に交付申請（様式30）を行う。

文部科学大臣は、当該申請に基づき就学支援金交付金の概算交付額を決定し、都道府県に通知（様式31）する。

(3) 就学支援金交付金の変更交付申請

都道府県は、受給権者数の変更等により（2）の交付決定額に変更がある場合には、文部科学大臣に変更承認申請書（様式32）を提出する。文部科学大臣は、就学支援金交付金の変更交付額を決定し、都道府県に通知（様式33）する。

なお、変更承認申請がない場合でも、文部科学大臣から、都道府県に対して、就学支援金交付金の額の変更のために必要な調査を依頼し、これに基づいて変更承認申請を行っていただく場合がある。

(4) 就学支援金交付金の支払

国は、（2）の交付決定額及び（3）の変更交付決定額を、4～6月の第1期、7～9月の第2期、10～12月の第3期及び1～3月の第4期（以下「各四半期」という。）に分けて、都道府県に対して各四半期の最初の月を目途として就学支援金交付金を支払う。

【旧制度と新制度（平成26年4月1日施行）の適用について】

○ 新制度は、平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒に適用される。原則として、平成26年4月1日前から引き続き高等学校等に在学する者は、旧制度が適用される。ただし、平成26年4月1日前に高等学校等に在学していた場合でも、一旦退学し、相当の期間を空けて、平成26年4月1日以降に再入学する際には、新制度が適用される。

※ 「転学」や「それに類する退学・編入学」（例：3月31日退学、4月1日編入学）については「引き続き高校等に在学する者」に含まれるが、退学後に高校

等の1学年4月から再入学する場合には「引き続き」在学するものに原則含まれない。「転学に類する退学・編入学」に当たるかどうかについては、実施主体の都道府県で最終的に判断可能。

- 高等学校等間で転学した者、編入学した者についても、「引き続き高等学校等に在学する者」に含むものとする。
- ※ 編入学に関しては、退学・入学手続において退学日・入学日に一定期間（2・3日、1～2週間など）が空く場合があるが、都道府県において、転学の場合と同様に「引き続き高等学校等に在学」していると認められるときは、旧制度の対象者とする。
- 新制度適用者に係る就学支援金の支給期間には、過去に高等学校等（国公立の別を問わない）に在学していた期間が算入される。

2 就学支援金の支給

(1) 制度の周知

都道府県は、様々な機会を捉え、第1章1の本制度の趣旨・目的及び期待される効果等を、生徒・保護者に周知するよう努める。また、不知や勘違い等により受給できないことがないように周知を図ること。

一方、第1章1(3)に記載した受給資格や罰則規定について、教職員や生徒に対し、必ずしも十分に周知されているとはいえない状況が見受けられることから、各自治体における説明資料等における記載を見直すとともに、内容について見直しがなされた文部科学省作成のリーフレットも活用する等して、各学校、広域通信制高校において提携する民間教育施設も含めた就学支援金事務に携わる教職員及び生徒・保護者に対して周知を徹底すること。

また、授業料や就学支援金の説明に当たっては、役務の取引条件について実際のもの又は競争業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示に該当するおそれがある場合には、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に基づく処分の対象となる可能性もあることから、支給対象となる高等学校等に対し十分留意するよう周知すること。

(2) 受給資格認定

都道府県は、学校設置者がとりまとめた受給資格認定申請書（様式1（省令様式第1号））（以下「認定申請書」という。）、課税証明書等及び就学支援金の受給資格認定申請者一覧を受け取り、生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。

結果については、受給権者である生徒に直接通知（認定通知は様式3、不認定通知は様式4）するか、学校設置者を通じて通知（様式5）する。

また、併せて、支給決定（予定）額（4～6月分）を生徒に直接通知（様式44）するか、学校設置者を通じて通知する（様式45）。

不認定の理由が所得制限に係る要件に該当することのみであるときは、次の7月以降における所得要件の確認の際、要件を満たせば受給できる旨を併せて示し、再度認定申請するよう促すこととする。

（不認定通知における記載例）

今回の認定申請については所得要件を満たさなため不認定となるが、次回以降の収入状況届出書等の提出時期（次年度以降の市町村民税所得割額の確認時）において、所得要件を満たすこととなる場合には、就学支援金の受給が可能となるため、再度、受給資格認定の申請を行うこと。

就学支援金の受給資格認定、支給額の決定の際の事務処理においては、以下の点について留意して行うこと。

- ① 予め、生徒・保護者等に対して次の事項を周知すること（申請書の「記入上の注意」参照。）
- ア 所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認の上、申請書を記載すること。
 - イ 仮に、保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、支給を受けた者から、不正利得として受給額が徴収されること。
 - ウ 偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されること。
- ② 生徒・保護者等による申請書・届出書の記載を信用し、個別の確認、申立書、証明書、施設の入所証明書の提出等は原則求めない。例外的に、生徒の状況が申請書の記載内容と異なることが明らかである場合や疑義がある場合（例：学校が他の手続において生徒の家庭状況を把握しており、申請書の記載事項と異なることが明らかである場合など）は、学校・都道府県から生徒側に確認を行い、適正な記載に修正させること。

申請・届出の際に生徒に対して行う意向確認において、「高等学校等就学支援金辞退届」、「高等学校等就学支援金不受給申出書」等を、別途書面により申請しない者のみから提出させることは、所得制限基準額以上の世帯の保護者、生徒に対して過剰な負担を求めることとなるため差し控えること。意向確認は、簡便なチェック式により行うことが望ましい。

また、意向確認の書類に、就学支援金の申請を行わなかった場合に「授業料を納付することを承諾します。」と記載された書面に署名させることは、心理的負担を課すとの意見もあることから、そのような記載は差し控えるよう配慮されたい。

意向確認の書類において、

- ・就学支援金の申請を行わない場合には、授業料を納付する必要があること、
 - ・就学支援金は返済不要であり、かつ、申請を行わなければ受給できないこと、
- について、注意事項として記載することが望ましい。これにより、就学支援金は返還が必要なものと誤って認識して「申請しない」とする者の発生を防ぐことができる。

（留意事項）

ア 認定申請を行う者は「生徒」である。したがって、認定申請書は生徒本人が記入すれば足り、申請に当たって保護者の同意は必要ない。なお、心身の障害等により生徒本人が記入することが困難な場合などは、親権者等の法定代理人が記入して差し支えない。

提出のあった記入事項に不備・誤記がある場合は、生徒・保護者等に確認の上、学校・都道府県職員が代わって申請書等に記入・訂正するなどの対応も可能であること。その際、代わって記入・訂正したことが明らかになるようにし、記入した日時、記入者、確認方法等について記録を残しておくことが望ましい（申請書の余白に記入、メモを添付するなど）。

イ 受給資格は、一度認定を受ければ在学中継続して有効であり、年度毎に改めて認定を受ける必要はない。ただし、所得制限により受給資格が消滅した者が再度支給を受けようとするときや転学などの場合には再度認定を受ける必要がある。

ウ 認定申請は当該高等学校等に在学中に限り可能（高等学校等に在学していない者が将来高等学校等に入学することを前提として申請することは不可能）。

エ 「住所を有する」とは、当該申請者に関する事項が住民基本台帳に記載されていることと解して差し支えない。よって、疑義が生じた場合には、原則、住民票により確認すること。また、申請者が外国籍の者の場合の住所地は外国人登録法に基づく外国人登録原票による。提携する民間教育施設を海外に有する広域通信制高校については、受給資格の認定の際に留意すること。

オ 日本国内に住所を有していると認められる場合は、日本の高等学校等に在籍しながら

ら海外に留学している者や海外から日本の広域通信制高校等の授業を受けている者、外国籍の者、海外からの留学生についても対象となる（ただし、いわゆる国費留学生や交換留学生等で、授業料の支払いが免除されている者には就学支援金は支給されない）。

カ いわゆる交換留学生協定などにに基づき、留学先の現地校ではなく在籍する日本の高等学校等に授業料を支払っており、また、留学先の現地校での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、就学支援金を支給して差し支えない。

キ 定時制や通信制等の併修先であって就学支援金の支給を受ける高等学校等でない他の高等学校等において授業を受ける場合や高等学校等以外の学校（大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など）において授業を受ける場合であっても、就学支援金の支給を受ける高等学校等に当該授業に係る授業料を支払っており、また、併修先等での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、就学支援金を支給して差し支えない。

ただし、就学支援金の支給を受ける高等学校等に授業料を支払わない場合は、卒業に必要な単位に換算される場合であっても、就学支援金は支給されない。

ク 過去に就学支援金を受給したことがある生徒には、「受給資格消滅通知」又は「支給実績証明書」を添付させ、これにより過去の支給実績を確認の上、支給期間を決定すること。

ケ 法第3条第2項第1号により、高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者については、卒業した学校の国公立の別を問わず就学支援金を受給することができない。

コ 高等学校等に在学した期間（月の初日に在学した月を1月として計算）が通算して36月（3年制か4年制にかかわらず、高等学校・中等教育学校の定時制・通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）を超える者は、就学支援金を受給することができない。

また、所得制限に係る要件に該当することにより就学支援金が支給されない者が高等学校等を休学した期間（※1）、平成22年4月以前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに2（2）の専修学校一般課程及び各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの）以外の高等学校等を休学した期間、平成26年4月1日以前に公立高等学校等を休学した期間、就学支援金の対象校として指定される前の各種学校となっている外国人学校における在学期間（※2）、日本に住所を有しない期間（例えば、海外の高等学校から日本の高等学校に転学する場合の海外の高等学校における在学期間）は、36月の期間の通算から除く。

なお、就学支援金の支払の一時差止めを受けている者については、受給権者の地位を有しており支給停止の申出を行うことが可能であるため、当該申出を受けた場合に36月の期間の通算から支給停止期間を除くものとする。

生徒の過去の高等学校等における在学期間に係る記入欄については、原則、生徒側からの申告に基づくこととする。過去の学校の在学証明までを求める必要はない。ただし、生徒側からの申告に誤りがあることが疑われるなどの事情がある場合は、必要に応じて当該学校に確認の上、記入する。また、申請書における過去の学校の在学期間の記入欄が不足する場合は、必要に応じて別紙により提出させること。

※1 上記「所得制限に係る要件に該当することにより就学支援金が支給されない者」には、所得制限に係る要件に該当することを見越して認定申請を行わない者も含むものとする。この場合において、個別具体的に当該者の所得について確認する必要はなく、認定申請を行っていない時期に休学していたことを確認することができれば、当該休学期間を除外しても差し支えない。

※2 各種学校となっている外国人学校については、指定前の在学期間は通算しないが、平成26年度より新たに対象となる国家資格者養成施設の指定を受けている各種学校については、過去の在学期間を全て通算する。

サ 授業料が全額免除されたことにより授業料支払債務が発生していない生徒（いわゆる「特待生」）には支給されない。授業料が一部のみ免除され授業料の支払債務がある生徒はその債務額を限度として支給される。

シ 生徒自身の意思で認定申請を行わない場合は、当該生徒は就学支援金を受給することができない。（学校設置者は通常の授業料を生徒から徴収することになる。）

ス 専攻科及び別科の生徒や聴講生、科目履修生は支給対象とならない。

セ 受給資格認定において年齢は問わない。

ソ 法第 6 条第 3 項に規定する、「やむを得ない理由」としては、災害への被災や長期にわたる病欠、保護者等の仕事の都合（長期にわたる海外出張等の真にやむを得ない場合に限る。）、ドメスティックバイオレンス（DV）や養育放棄等の家庭の事情により期限までに課税証明書等の取得・提出ができないなど、本人の責めに帰さない場合が考えられる。認定申請をすることができなかつた場合の「やむを得ない理由」の判断を行うのは都道府県であるが、実質的な確認作業を学校設置者が行ってもよい。

タ 就学支援金の支給は、原則として、認定申請書が代理受給者である学校設置者に到達した日が属する月の分から支給される。

（例えば、4月に入学した者が5月になって認定申請書を学校に提出した場合、「やむを得ない理由により・・・申請をすることができなかつた場合」（法第 7 条第 3 項）に当たると認められない限り、4月分は支給されない。）

保護者等の課税証明書等の取得・提出が遅れ、申請書等の提出期限に間に合わない場合には、申請書等のみ先に提出させ、課税証明書等は後に補填することにより対応する（申請日は申請書等の提出日とする）など、可能な限り柔軟に受付を行うようにすること。

課税証明書等の補填の期限については、各都道府県において生徒の状況を確認しつつ、適切に設定し、提出を求めること。期限なく永久に補填を待つ必要はない（課税証明書等が提出困難であると判断されるときは、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合に該当するかどうかを、改めて確認すること。）。また、提出可能な場合には、生徒の状況に配慮しつつも、本来申請書と同時に提出すべきものであることも踏まえ、すみやかに提出されるように促すこと。

チ 就学支援金は、受給権者である生徒がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について支給されるものである。

入学は学校長が許可するものであり、入学日は学校長が許可した日となるが、通常、学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わることから、4月分の支給に関しては、特段の定めがない場合は、入学式の日にかかわらず入学日は4月1日として取り扱って差し支えない。

ただし、条例等において、入学日を4月2日以降の日として規定している場合は、4月分が支給されないが、例えば、「高等学校等就学支援金の支給に関する限りにおいて、生徒が4月1日に在学しているものとみなす。」などと条例、規則、学則等において規定することにより、4月分の就学支援金を支給することは可能。

ツ 法第 3 条において、「高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（括弧内省略）における就学について支給する」とされていることから、受給資格認定の際、学校運営が著しく不適切に行われているなどにより、支給対象高等学校等における在学に疑義が生じている場合には、当該学校に通う生徒の受給資格認定を留保し、当該学校や構造改革特別区域法第 1 2 条に基づき株式会社の設置する学校については、同条に定める認定地方公共団体に対し確認をすること。

また、認定後において不正等が発覚した場合には、法第 1 1 条に定める不正利得の徴収を行うなど厳正に対処されたい。

上記の取扱いについては、支給対象となる高等学校等に対し予め周知すること。

(3) 所得制限基準該当性、加算支給基準の該当性の判定

都道府県は、生徒から保護者等の課税証明書等を添付した認定申請書（収入状況届出書（様式1（省令様式第1号）））の提出を受け、所得制限基準該当性及び支給額について判定する。

具体的には、都道府県は、学校設置者から提出された認定申請者一覧（様式2）（収入状況届出者一覧（様式15））に基づき、支給の可否及び支給額を判定する。

なお、所得確認事務については、他の事務と同様、学校設置者等当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものにその業務を委託等することができるが、その際には、個人情報の取扱いに関する保護者や学校設置者の意見等を十分に斟酌した上で、具体的な取扱いを定め、適正かつ確実に実施されるよう適切に指導監督することが必要である。

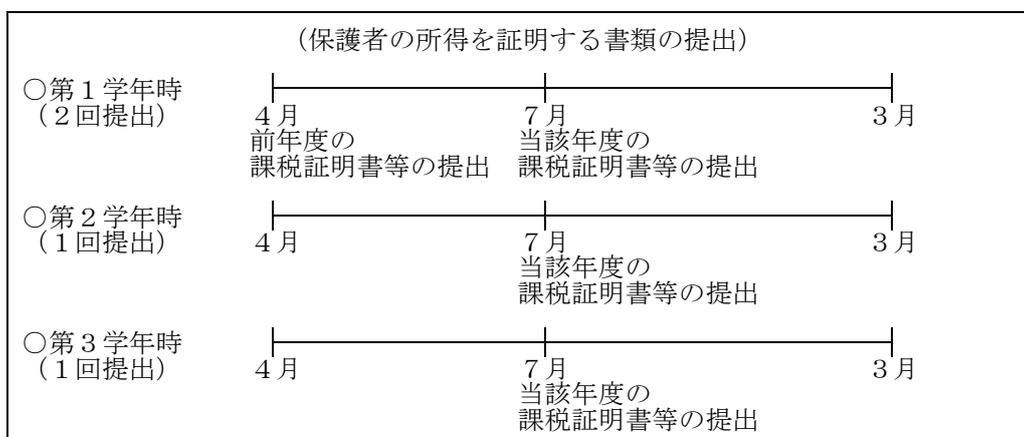
所得要件に係る留意事項は以下のとおり。

(留意事項)

ア 4～6月分の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの。以下同じ。）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの。以下同じ。）を提出することが必要となる。

課税証明書等の保護者の所得を証明する書類は通常毎年6月中に発行されるところ、就学支援金の支給を希望する生徒は、第1学年時の4月に前年度の課税証明書等を提出し、7月～翌年6月の支給については、「7月末を目途として都道府県の定める提出期限」までに当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出する必要がある。

その後は、第2学年時及び第3学年時の「7月末を目途として都道府県の定める提出期限」までに、当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出する。



イ 保護者等の所得を証明する書類をどのような書類とするかは、市町村民税所得割額が確認できるもの（課税証明書、納税通知書など）について、都道府県が判断する。

<課税証明書以外で市町村民税所得割額が確認できる書類>

- 保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、毎年5～6月に勤務先から配付される市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書。
- 自営業などの場合は、毎年6月に発行される市町村民税の納税通知書。

所得確認の際は、原則、所得の有無にかかわらず保護者等全員についての課税証明書等を提出する必要がある。

一方で、保護者のうち片方が控除対象配偶者であれば、ほとんどの場合、収入が100万円以下となるため地方税法の規定により市町村民税所得割が非課税となるが、控除対象配偶者であっても、収入が100万円を超える場合には、市町村民税所得割が課さ

れることとなる。ただし、市町村民税所得割が課されたとしても、最大で 3,000 円程度であるため、所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合は、必ずしも、非課税証明書の提出を求める必要はない。なお、収入が 100 万円以下である場合には、地方税法の規定により、市町村民税所得割は課することができない。

ウ 所得確認を行う保護者等が国外に在住する場合（在住していた場合）においては、次のとおりとする。

① 所得制限基準該当性の判定の際、保護者等の全員又は一部が市町村民税の賦課期日（1 月 1 日）に日本国内に在住しておらず、市町村民税所得割額が確認できない場合（親の海外赴任、海外からの留学生など）

→ 日本国内に在住している保護者等のみの市町村民税所得割額により基準該当性を判定（日本国外に在住する保護者等の所得については確認しない。）

→ 日本国内に在住している保護者等がないときは、通常の支給限度額を支給。

② 加算支給基準該当性の判定においては、保護者等の全員が市町村民税の賦課期日に日本国内に在住することが必要（保護者等の一部でも市町村民税の賦課期日に日本国内に在住していない（市町村民税所得割額が確認できない）場合は、加算支給は認められない。）

エ 生徒が 1 月 1 日現在で生活保護法による生活扶助を受けている世帯に属している場合には、翌年度の市町村民税所得割が非課税となることから、保護者の所得を証明する書類として、生活保護受給証明書（就学支援金が支給される月の属する年（1 ～ 6 月分についてはその前年）の 1 月 1 日時点で生活保護の対象であることが確認できるものに限る。）を提出することにより、2.5 倍加算の対象となる。

オ 税額を判断する基準となる保護者は、生徒の親権を行う者であり、実質的な監護関係によって判断するものではない。ただし、親権者が、キの生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者である場合には、本法の適用においては、その者は保護者には含まれない。

なお、保護者が未成年後見人の場合であって、その未成年後見人が生徒の扶養義務（民法に定めるものをいう）を負わない者であるときは、生徒の「就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」に該当すると考えることができる。

カ 生徒に保護者がいない場合には、基準となる税額は、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の税額となる。

なお、成人には親権者がいないため、成年に達した生徒の場合には本法の適用上「受給権者に保護者がいない場合」にあたる（未成年者であっても婚姻した場合は成年に達したものとして取り扱う。）。

生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられている概念と同等の者であるので、簡便な確認手段として、例えば健康保険証を確認すること等によることが考えられる。

キ ドメスチックバイオレンス（DV）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。（申請書 2.（2）②ウ、④、⑤又は（3）①）

例えば、次のケースも上記の場合に該当する。

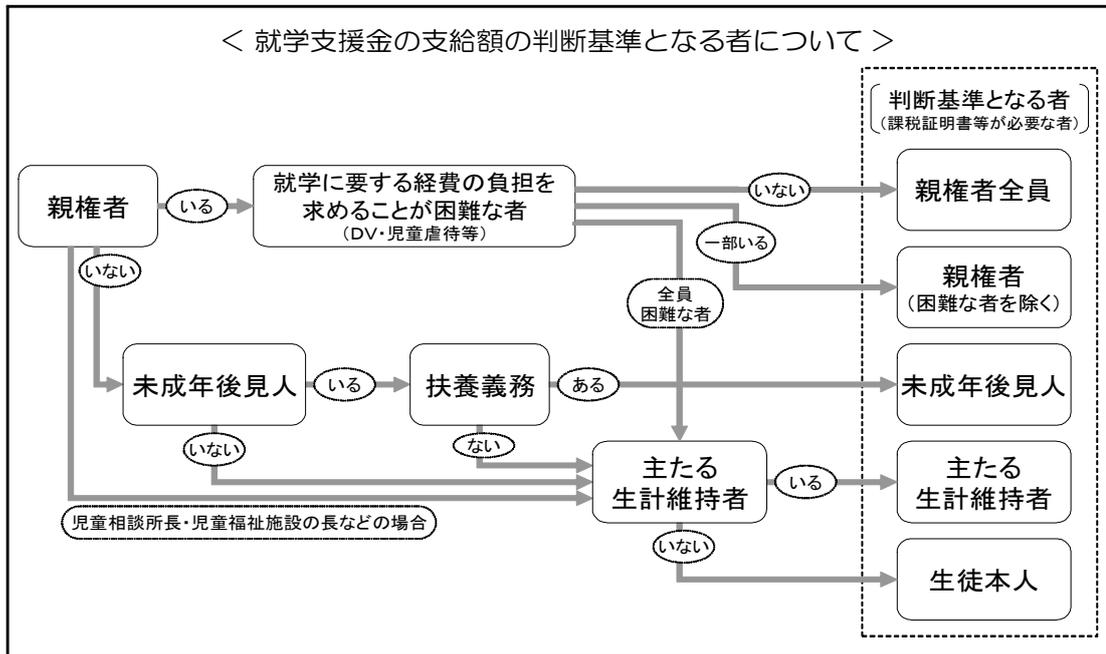
- ・離婚協議中で別居中であり、親権者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合。

- ・自らが経営する会社の倒産などにより親権者が住民税の申告を行わない場合であって、生徒本人が税の申告・課税証明書等の取得を求めたが応じてもらえない場合。

上記のやむを得ない理由については、個別のケースに応じて、学校、都道府県にいて柔軟に判断されたい。判断が容易でない場合は、必要に応じて文部科学省の高校修学支援室まで相談すること（前記（1）留意事項タの取扱いについても同様）。

- ク 保護者が両親でない者の場合には、当該保護者の所得割額をもって判断する。ただし、以下の者が保護者である場合には、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得により判断する。
- a 児童福祉法第 33 条の 2 第 1 項、第 33 条の 8 第 2 項又は第 47 条第 2 項の規定により親権を行う児童相談所長
 - b 児童福祉法第 47 条第 1 項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - c 法人である未成年後見人
 - d 民法第 857 条の 2 第 2 項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ケ 生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）において養育を受ける場合には、生徒本人の税額により判断する。
- ただし、親権者（生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く）がいる場合又は里親が未成年後見人（扶養義務のある者に限る）に選任されている場合は、当該親権者又は里親の税額により判断する。
- コ 市町村民税所得割額を確認すべき者が生徒本人であり（未成年である者に限る。）、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合は、課税証明書等の添付を要しないこととすることができる。
- サ 生徒本人や保護者以外の家族に所得がある場合であっても、本人や保護者以外の家族の所得は合算しない。
- シ 就学支援金の支給を決定するのは都道府県であるが、保護者の所得を証明する書類の実質的な確認作業などについて都道府県が学校設置者に事務委託すること等は可能。
- ス 所得要件の確認を行う保護者等は、就学支援金が支給される当該月ごとの保護者等となる。したがって、年度の途中で婚姻もしくはその解消、受給権者が成年に達した等により保護者等に変更がある場合には、速やかに課税証明書等を添付した収入状況届出書を、都道府県に提出する必要がある。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該課税証明書等を改めて添付することを要しない。
- この場合において、保護者等の変更により、所得制限基準に該当することにより支給されなくなるとき又は支給額が減額されるときは、保護者の変更の事由が生じた日の属する月の翌月分から（当該事由の生じた日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更される。
- 一方、保護者等の変更により、就学支援金の支給額が増額されるときは、収入状況届出書等の提出があった日の属する月の翌月分から（提出があった日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更される。なお、保護者（親権者）が再婚した場合であっても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより、生徒の親権者とならない場合は、当該者は、就学支援金制度における保護者には該当しない。
- また、保護者等の変更により、新たに受給資格の要件を満たすことになる（所得制限基準に該当しなくなる）生徒は、認定申請が可能となる（ただし、月の初日において保護者等の所得が所得制限基準を下回る必要がある。）。
- 保護者等の変更の場合、申請書等（様式 1（省令様式第 1 号））の 2. 「保護者等の □月 1 日時点における状況は以下のとおりです。」の記入欄は、変更の事由が生じた日の属する月の翌月（変更の事由の生じた日が月の初日である場合は当該月）を記入すること。
- なお、保護者等に変更が生じたにもかかわらず、所得制限基準以上であることが明らかであるため、課税証明書等を取得・提出することを拒否する者が生じ、そのことにより、就学支援金支給の適正な執行に支障が生じるおそれがあると都道府県が判断した場合は、収入状況届出書等に代えて、例えば、受給権放棄の届出書等を提出させることにより、受給資格を消滅させても差し支えない（それにも応じない場合には、法第 18 条に基づき保護者等に対し報告若しくは文書その他の物件の提出等を求める

- こともありうる)。
 セ 課税証明書等は原本を提出することが望ましいが、都道府県の判断により、複写としても差し支えない。



- ソ 税の更正又は決定があり、課税額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の課税証明書等を都道府県に提出する必要がある。この場合の取扱いは、以下のとおりとする。
- a 支給を受けていた生徒について、所得税法に係る更正又は決定により、所得割額が所得制限若しくはそれぞれの加算区分の基準額を超える又は市町村民税所得割を課されるに至った場合は、当該更正又は決定の原因が生徒・保護者の側にあるか否かにかかわらず、要件に該当していなかった月分の支給額又は加算支給額は全額返還する必要がある。
 - b 所得制限基準に該当していた者や加算支給を受けていなかった者について、生徒・保護者等によらない原因により所得税に係る更正があったことにより、支給額が増額する要件を満たすこととなった場合（所得制限基準に該当していた者（所得制限基準に該当することを見越して認定申請をしなかった者を含む。）→基準額未滿、通常の支給限度額の受給者→1.5倍加算、2倍加算の受給者→2.5倍加算など）は、やむを得ない理由がやんだ後（更正通知書を受け取った日の翌日から原則15日以内に）、認定申請・収入状況届出を行った場合には、更正後の市町村民税所得割額によって要件を満たしていた月分の支給又は加算支給を行う。
 - c a・bの取扱いについては、生徒が既に高等学校等を卒業した場合においても同様とし、支給に係る手続は、卒業した高等学校等を経由して行うことを基本とする。
- タ 生徒の保護者等が税の申告を行っていないため市町村民税所得割額が確認できない場合は、認定申請及び収入状況届出の要件を満たしておらず、受給資格の認定ができない又は差止めとなるため、就学支援金は支給されない。この場合においては、税の申告を行った上で課税証明書等を取得し、都道府県へ提出するものとする（上記コの市町村民税所得割額を確認すべき者が未成年の生徒本人である場合は除く。）。なお、保護者等が申告を行わないことが養育放棄に該当すると判断されるときは、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合に該当するかどうかを、改めて確認すること。
- その上で、都道府県の判断により、当該生徒について、「7月末を目途として都道府県の定める提出期限」を延長し、保護者等が申告を行った後に課税証明書等を提出さ

せることは可能。

(4) 収入状況の届出、支払の一時差止め

- ① 都道府県は、「7月末を目途として都道府県が定める提出期限」までに、受給権者である生徒から課税証明書等を添付した収入状況届出書の提出を受け、所得制限基準該当性及び支給額について判定する。

具体的には、学校設置者から提出された収入状況届出書等及び収入状況届出者一覧に基づき判定を行い、学校設置者に収入状況審査結果通知(様式16)を送付する。

i) 収入状況届出書等が期限内に提出された場合

- a 保護者等の市町村民税所得割額が所得制限基準額未満の場合

→ 継続支給(支給決定(予定)通知(7月～翌年6月分(様式44、45)(※))を発出)

※通知の翌月以降・翌年度分の額は予定額や参考として示す。

- b 保護者等の市町村民税所得割額が所得制限基準額以上の場合

→ 受給資格消滅通知(様式10、様式16)の発出(※)

※翌年7月より支給を受ける場合は、翌年7月に再度認定申請が必要。

ii) 収入状況届出書等が期限内に提出されなかった場合

→ 支払一時差止め通知(様式17、様式18)(7月～翌年6月分)の発出

※受給権者の地位は維持される。事後に「正当な理由(=やむを得ない理由)」が認められた場合、7月分から遡及して支給する。

※翌年7月に収入状況届出を行わない場合は、引き続き、受給権者の地位は維持される。2年目、3年目も継続して支払の一時差止め通知を受け取り続けることを避けるため、収入状況届出書の提出時に、受給権放棄の手続を行うこととしても差し支えない(この場合、支払一時差止め通知ではなく受給資格消滅通知を発出する。)

- ② 受給権者である生徒(支給停止されている者を除く。)は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、学校設置者を通じて、速やかに都道府県に提出する。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該片方の課税証明書等を改めて添付することを要しない。この場合において、支給額が変更される際の取扱いについては、2(2)スを参照。

支払の一時差止め期間中に、保護者等の変更があった場合も同様(離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、一度差止めとなっても、変更後の保護者等の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支給が再開される。)

- ③ 提出のあった収入状況届出書等の確認を行った上で、都道府県は、① i a・b の例により、当該届出を行った者に対して通知を行う。

(留意事項)

ア 「正当な理由」とは、受給資格認定時における法第6条第3項に規定する「やむを得ない理由」と同じく、災害への被災や長期にわたる病欠、保護者等の仕事の都合(長期にわたる海外出張等の真にやむを得ない場合に限る。)、ドメスティックバイオレンス(DV)や養育放棄等の家庭の事情により期限までに課税証明書等の取得・提出ができない場合など、本人の責めに帰さない場合が考えられる。

イ 保護者等の課税証明書等の取得・提出が遅れ、収入状況届出書の締め切りに間に合わない場合には、前記(1)留意事項チのとおり取り扱うようにすること。

ウ 支払の一時差止め期間は7月～翌年6月を基本とし、期限を超過して収入状況届出書等の提出があった場合に、提出があった翌月分から支給することとして差し支えない。ただし、提出しなかったことに正当な理由があった場合には遡って支給する。

なお、一時差止めを受けている者が、翌年7月に収入状況届出書等の提出を行わなかった場合は、さらに1年間を基本とし、支払を一時差し止める。

- エ 一時差止めを受けている者が休学する場合は、支給停止の申出を行わなければ、36月の期間の通算から休学期間を除くことはできない。
- オ 休学により支給停止されている場合（一時差止めを受けている者が支給停止されている場合を含む。）は、生徒が支給再開の申出を行う際に、支給再開申出書（様式 24（省令様式第 3 号））に収入状況届出書等を添付するものとする。
- カ 一時差止めを受けている者（休学に伴い支給停止されている者を含む。）が、収入状況届出書等の提出を行ったところ、所得制限基準額以上であった場合は、7 月（当該届出が 4～6 月であった場合は前年 7 月）に遡り受給資格が消滅する。
- キ 7 月に収入状況届出書を提出せず支払の一時差止めを受けた後、休学して支給停止をした者が、翌年の 6 月を迎えるまでに復学して支給再開申出書と課税証明書等を提出し、支給要件に適合すると認められる場合は、支給を再開する。

（5）不服申立てに関する留意事項

就学支援金の支給に関する処分については、文部科学大臣に対して審査請求を行うことができる。ただし、審査請求を行う前提として、就学支援金の支給に関する処分に至った事実関係について、処分を行った都道府県に確認の上、審査請求を行うよう生徒、保護者等に周知すること。その際には、各都道府県の連絡先を明記すること（文部科学省高校就学支援ホットラインでは個別の処分についてお答えできないため）。なお、就学支援金の支給に関する処分ではなく、制度の在り方そのもの（所得制限を設けないことなど）に関する事項は、審査請求の対象として取り扱うことはしない。

（6）1 単位あたりの授業料を設定している場合の特例

1 単位あたり授業料を設定し徴収している場合（以下「単位制」という。）は、下記のルールにより取り扱うこととする。

（単位制の支給額決定ルール）

ア 支給対象単位数の上限

支給上限は、学校教育法施行規則に定める卒業要件である 74 単位とする（履修単位数であり、修得単位数ではない）。

イ 年間の支給対象単位数の上限

30 単位とする。

ウ 支給期間の上限

- a 全日制高校等（b・c 以外）：36 月
- b 高等学校・中等教育学校の定時制・通信制の課程：48 月
- c 専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科：48 月

※以下、b 及び c を「定時制課程等」という。

※支給期間は、登録単位の有無に関わらず、在学していればカウントする。ただし、休学の場合には、支給停止を申し出れば、支給期間のカウントを一時停止することができる。

エ 基準額の設定方法

1 単位の教育内容に対する対価は、課程の別にかかわらず同等と考えられることから、支給額についても、課程の別や修業年限にかかわらず、以下のとおり 1 単位あたりの支給限度額を設定する。

a 1 単位あたりの支給額

・ $118,800 \text{ 円} \times 3 \text{ 年} \div 74 \text{ 単位} \doteq 4,816 \text{ 円} \rightarrow 4,812 \text{ 円}$

※公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制課程にあつては 1,740 円、公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制課程にあつては 336 円（以下、支給額の算定にあつては、4,812 円をそれぞれの額に置き換えて計算すること）

b 1 単位あたり月額

$4,812 \text{ 円} \div \text{履修期間}$

※学校において1単位当たりの支給額よりも低い授業料額を設定している場合には、その授業料額÷履修期間として計算。

c 支給限度額

(1単位あたり月額) × 登録単位数 (端数切捨て)

※加算がある場合は、加算後の数字の端数を切捨て

《例1》

授業料額 7,000 円/単位、25 単位登録、履修期間 12 月の場合

- ・ 授業料月額：7,000 円 ÷ 12 月 × 25 単位 = 14,583 円 (端数切捨て)
- ・ 支給限度額：4,812 円 ÷ 12 月 × 25 単位 = 10,025 円
- ・ 支給額：授業料月額 > 支給限度額 → 10,025 円

《例2》

授業料額 8,000 円/単位、40 単位登録、履修期間 12 月、2 倍加算の場合

- ・ 授業料月額：8,000 円 ÷ 12 月 × 40 単位 = 26,666 円 (端数切捨て)
- ・ 支給限度額：4,812 円 ÷ 12 月 × 30 単位 × 2 倍 = 24,060 円
- ・ 支給額：授業料月額 > 支給限度額 → 24,060 円

＜授業料月額の端数処理について＞

支給額算定の過程において端数切捨てをした結果、就学支援金の支給額と授業料額との間に微細な差額が生じ、特に公立高等学校の単位制課程において、当該微細な差額を授業料として徴収しなければならないケースが生じる可能性がある。

この場合においては、「授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額」(法第5条第1項)を算定する過程で、履修期間内の一部の月分の授業料額を1円上乗せするなどの調整を行うことにより、微細な差額が生じないようにすることができる。

なお、1円を上乗せするタイミングについては、都道府県の判断とすることが可能だが、その後の履修科目の追加登録の可能性等を考慮すると、各月の端数の計が1円以上となるたびに上乗せをすることが適当。

《例1》

授業料額 330 円/単位、19 単位登録、履修期間 12 月の場合

- ・ 授業料月額：330 円 ÷ 12 月 × 19 単位 = 522.5 円 → 522 円 (端数切捨て)
- ・ 支給限度額：336 円 ÷ 12 月 × 19 単位 = 532 円
- ・ 支給額：授業料月額 < 支給限度額 → 522 円

となるが、

- ・ 総支給額 (年額)：522 円 × 12 月 = 6,264 円
- ・ 授業料総額 (年額)：330 円 × 19 単位 = 6,270 円
- ・ 差額：6,270 円 - 6,264 円 = 6 円 → 差額 6 円分の授業料を徴収する必要がある。



端数の計が1円以上となる、5・7・9・11・1・3 月分の授業料の額 (522 円) にそれぞれ1円上乗せする。

→ 522 円 × 6 月 + 523 円 × 6 月 = 6,270 円

授業料総額が 6,270 円となり、当該額の全額について就学支援金が支給されるため、差額は生じない。

《例2》
 授業料額 330 円/単位、4 月に 19 単位登録（履修期間 12 月）、8 月に 11 単位登録（履修期間 8 月）の場合
 （月ごとの授業料月額）

	授業料 /単位	登録 単位	履修 期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4月登録	330円	19	12	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5	522.5
8月登録	330円	11	8	—	—	—	—	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75	453.75
計				522.5	522.5	522.5	522.5	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25	976.25
端数				0.5	0.5	0.5	0.5	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
端数累計				0.5	<u>1</u>	0.5	<u>1</u>	0.25	0.5	0.75	<u>1</u>	0.25	0.5	0.75	<u>1</u>
授業料月額（上乘せ前）				522	522	522	522	976	976	976	976	976	976	976	976
授業料月額（上乘せ後）				522	<u>523</u>	522	<u>523</u>	976	976	976	<u>977</u>	976	976	976	<u>977</u>
授業料総額（年額）				9,900円											

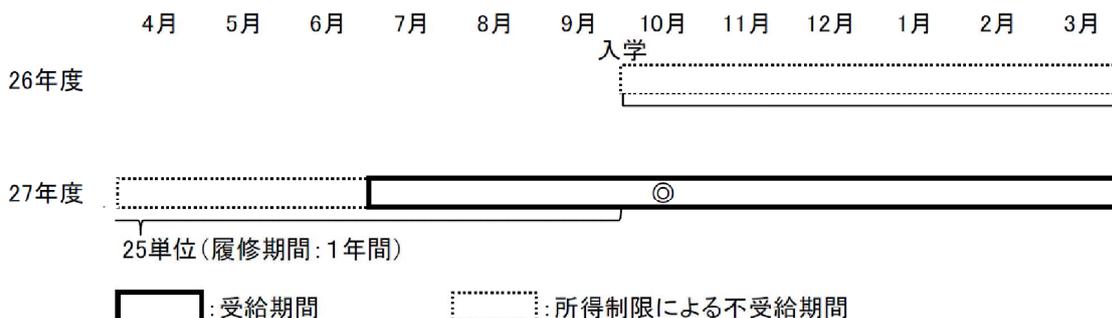
オ 就学支援金が支給されない期間中の履修単位の扱い

受給権のない生徒（①所得制限の要件に該当することにより受給資格が消滅、②（所得制限の要件に該当することを見越して）認定申請をしていない生徒、③収入状況届出書等を期限内に提出しなかったことにより支払の一時差止めを受けている生徒）が履修する科目の単位についても、現に就学支援金の支給を受けたかどうかに関わらず、支給対象単位数の上限である 74 単位、年間の支給対象単位数の上限である 30 単位の計算にそれぞれ含むものとする。この場合において、74 単位の計算に含めるのは、年間 30 単位を限度とする。

また、平成 22 年 4 月の制度開始前に履修した科目（履修期間が満了しているものに限る。）の単位数についても、74 単位の計算に含むものとする。ただし、この場合においては、年間 30 単位を限度とするのではなく、履修科目の全ての単位数を 74 単位の計算に含めるものとする（例えば、制度開始前に 1 年間で 35 単位履修した上で退学した生徒の残支給単位数は、 $74 - 30 = 44$ 単位ではなく、 $74 - 35 = 39$ 単位）。

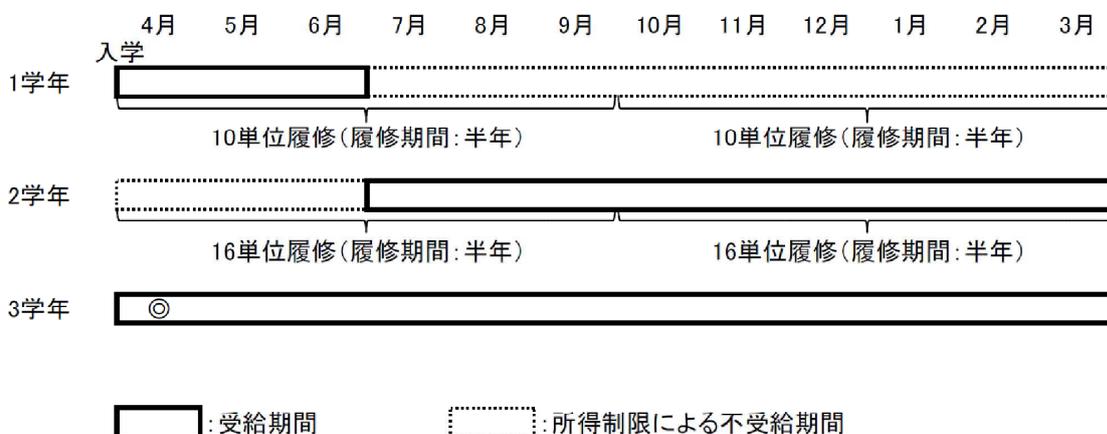
なお、留学先の現地校、定時制・通信制等の併修先の高等学校等及び高等学校等以外の学校（大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など）における学習、学校外活動（ボランティア活動、就業体験及び高等学校卒業程度認定試験の合格など）について、就学支援金の支給を受ける高等学校等に授業料を支払わない場合は、卒業に必要な単位数に換算される場合であっても、就学支援金の支給対象単位数の上限である 74 単位及び年間の支給対象単位数の上限である 30 単位の計算には含めない。

【ケースA — 年度をまたいで履修する場合の年間上限30単位の考え方 —】



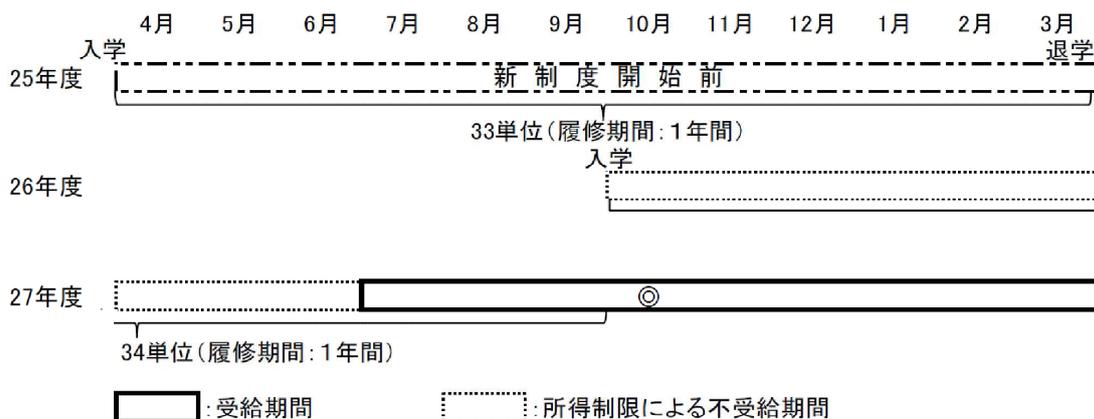
27年度10月分の支給対象単位数は、30単位
 (26年度10月～27年度9月まで履修した25単位は、算定月(27年度10月)の属する年度において履修を開始した科目ではないため)

【ケースB — 年間30単位を超えて履修した場合の通算上限74単位の計算における扱い —】



3学年4月における残支給単位数は、74単位－10単位×2－30単位＝24単位
 (2学年時の履修単位数は16単位×2＝32単位であるが、年間上限の30単位まで算入)

【ケースC — 制度開始前の履修単位数の通算上限74単位の計算における扱い —】



27年度10月における残支給単位数は、74単位－33単位－30単位＝11単位
 (25年度の33単位は、新制度開始前の履修単位数であるため、全て74単位の計算に算入。
 26年度10月～27年度9月まで履修した34単位については、年間上限の30単位まで算入。)
 ※なお、26年度10月～27年度9月までに履修した34単位は、算定月(27年度10月)の属する年度において履修を開始した科目ではないため、年間上限30単位の計算には含まれず、27年度10月分は最大11単位支給可能。

【単位制高校の各月の支給限度額イメージ】

26年度 4月 20単位履修(支給対象20単位)		27年度 4月 25単位履修(支給対象25単位)		28年度 4月 25単位履修(支給対象14単位)	
10月 25単位履修(支給対象10単位)		10月 25単位履修(支給対象5単位)			
支給限度額: 8,020円/月 (20単位) ①	支給限度額: 12,030円/月 (30単位) ②	支給限度額: 14,035円/月 (35単位) ③	支給限度額: 12,030円/月 (30単位) ④	支給限度額: 7,619円/月 (19単位) ⑤	支給限度額: 5,614円/月 (14単位) ⑥

※1単位当たりの単価は4,812円、履修期間は全て1年間、所得制限等により不支給の期間がない場合

上記の例では、各年度の4月と10月が「算定月」となる。
 ①～⑥の各期間の支給限度額の算定方法は以下のとおり。
 ①: $4,812円 \div 12月 \times 20単位 = 8,020円/月$
 ②: $4,812円 \div 12月 \times 30単位 (\text{※1}) = 12,030円/月$
 ③: $4,812円 \div 12月 \times 35単位 (\text{※2}) = 14,035円/月$
 ④: $4,812円 \div 12月 \times 30単位 (\text{※1}) = 12,030円/月$
 ⑤: $4,812円 \div 12月 \times 19単位 (\text{※3}) = 7,619円/月$
 ⑥: $4,812円 \div 12月 \times 14単位 (\text{※3}) = 5,614円/月$

※1) 年間上限 30 単位ルール

②の例では、算定月(26年度10月)の属する年度において、算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数(20単位)と算定月に履修を開始する科目の単位数(25単位)の合計が30を超えるため、算定月に履修を開始する科目の単位数のうち超過分の単位数(15単位)は支給対象とならない。④の考え方についても同様。

※2) 年間上限 30 単位ルール — 年度をまたいで履修する場合 —

26年度10月に履修を開始した25単位については、算定月(27年度4月)の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数ではないため、算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数(0単位)と算定月に履修を開始する科目の単位数(25単位)の合計が30を超えず、算定月に履修を開始する科目の単位数(25単位)全てを支給対象として合算できる。その結果、26年度10月に履修を開始した科目の単位数のうち支給対象となっている10単位と算定月に履修を開始する25単位の合計35単位が支給対象となる。

※3) 通算上限 74 単位ルール

(⑤について)

年間上限の扱いについては③と同様だが、算定月(28年度4月)の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であって支給対象となったものの単位数(20単位+10単位+25単位+5単位)と算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数(0単位)と算定月に履修を開始する科目の単位数(25単位)の合計が74を超えるため、算定月に履修を開始する科目の単位数のうち超過分の単位数(11単位)は支給対象として合算できない。その結果、27年度10月に履修を開始した科目の単位数のうち支給対象となっている5単位と28年度4月に履修を開始する科目の単位数のうち支給対象として合算できる14単位(25単位-上限超過分11単位)の合計19単位が支給対象となる。

(⑥について)

算定月(28年度10月)の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であって支給

対象となったものの単位数（20 単位 + 10 単位 + 25 単位 + 5 単位）と算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目のうち支給対象となったものの単位数（14 単位）の合計が 74 となるため、算定月に履修を開始する科目の単位数を支給対象として合算できない。その結果、28 年度 4 月に履修を開始した科目の単位数のうち支給対象となった 14 単位が支給対象となる。

カ 転出入する場合の支援金の算出方法

<転学の場合における転学後の支給期間（一般ルール）>

- i) 全日制高校等の場合
→ 「36 月から高等学校等に在学した月数（支給停止期間を除く。以下同じ。）を除いた月数」とする。
- ii) 定時制課程等の場合
→ 「48 月から高等学校等に在学した月数を除いた月数」とする。
- iii) 全日制高校等から定時制課程等に異動した場合
→ 「48 月から高等学校等に在学した月数 × 4/3（端数切捨て）を除いた月数」とする。
- iv) 定時制課程等から全日制高校等に異動した場合
→ 「36 月から高等学校等に在学した月数 × 3/4（端数切捨て）を除いた月数」とする。
- v) 全日制高校等と定時制課程等の間を複数回異動している場合
 - a. 全日制高校等に異動する場合
→ $36 \text{ 月} - (\text{全日制等月数} + \text{定時制等月数} \times 3/4)$ （端数切捨て）
 - b. 定時制課程等に異動する場合
→ $48 \text{ 月} - (\text{全日制等月数} \times 4/3 + \text{定時制等月数})$ （端数切捨て）

上記一般ルールに基づき、以下のとおりとする。

パターン (1) 学年制から単位制（単位ごとに授業料を徴収する場合）に転入

(例)・全日制（学年制）高校を 1 年次の 12 月在籍、32 単位履修で転出、定時制（単位制）高校に転入

① 転入後の支給期間（一般ルール）

残支給期間： $48 \text{ 月} - 12 \text{ 月} \times 4/3 = 32 \text{ 月}$ 以内で支給

② 転入後の支給額（単位ごとに授業料を徴収する場合のルール）

$(74 - 32) = 42 \text{ 単位}$ まで支給可能

※年間の登録上限は 30 単位。ただし、学年制在籍時の履修単位数には 30 単位の年間上限を適用させない。

パターン (2) 単位制（単位ごとに授業料を徴収する場合）から学年制に転入

(例)・定時制（単位制）高校を 19 月在籍、登録単位 35 単位（1 年目：20、2 年目：15）で転出し、全日制（学年制）高校に転入

※登録単位数によらず、既支給期間に基づき残りの支給期間を算出する

① 転入後の支給期間（一般ルール）

残支給期間： $36 \text{ 月} - 19 \text{ 月} \times 3/4 = 22 \text{ 月}$ まで支給可能

② 転入後の支給額

月額（9,900 円（全日製の 1 月あたりの授業料額））× 22 月

キ 年度の途中で 1 単位毎の授業料額を定める課程に異動した場合の取扱

(例) ある生徒が、A 校において、12 月の履修期間で当該年度に 25 単位を登録し、4 月から 10 月までの 7 月間在学した（ただし、当該単位に係る科目の履修は修了していない）。

その後、当該生徒が B 校に入学し、当該年度に 10 単位を登録の上 11 月から 3 月までの 5 月間在学した。

① A 校での履修を承継して B 校に入学した場合

- 1 単位当たりの支給限度額を除く月数は、A 校で履修期間として登録した月数とし、合算する単位数は、B 校で登録した単位数とする。

B 校での 1 月あたりの支給限度額：4,812 円 ÷ 12 月 × 10 単位

- A 校から B 校への移動の際に承継しなかった 15 単位は、履修期間が満了しなかったことになるため、3 年間の合計で 74 単位までとする支給単位の上限の計算に含まない。

② A 校での履修を承継せず B 校に入学した場合

- 1 単位当たりの支給限度額を除く月数は、B 校で履修期間として登録した月数とし、合算する単位数は、B 校で登録した単位数とする。

B 校での 1 月あたりの支給限度額：4,812 円 ÷ 5 月 × 10 単位

- A 校で登録した 25 単位分は、B 校への入学の際に承継せず履修期間が満了しなかったことになるため、3 年間の合計で 74 単位までとする支給単位の上限の計算に含まない。

※履修期間満了の考え方が休学時と異なるので注意（ク参照）

ク 年度途中で休学した場合の残支給期間と残支給単位数

(例) ある通信制高校において、履修期間の 2/3 の履修（出席）を満了し且つ期末試験に合格すれば単位が取得できる場合、履修期間 12 月、2 単位の科目について、生徒 A は最後の 4 ヶ月を休学したが期末試験には合格したため単位を修得し、生徒 B は最後の 4 ヶ月を休学したが期末試験には合格しなかったため単位を修得できなかった。

この場合、生徒 A と生徒 B 共に残支給期間と残支給単位数は、以下のとおりとなる。

① 支給停止手続を行った場合

- 残支給期間：支給停止手続を行った翌月から支給期間が停止する。

48 月 - 8 月 = 40 月

※休学中の履修期間（4 月）分は支給しない。

- 残支給単位数：休学（支給停止）期間にかかわらず、全ての履修単位数を支給単位数の上限に含める。

74 単位 - 2 単位 = 72 単位

② 支給停止手続を行わなかった場合

- 残支給期間：すべての履修期間を支給期間の上限に含める。

48 月 - 12 月 = 36 月

※休学中の履修期間（4 月）分も支給する。

- 残支給単位数：休学期間にかかわらず、全ての履修単位数を支給単位数の上限に含める。

74 単位 - 2 単位 = 72 単位

※履修期間満了の考え方が退学時と異なるので注意（キ②参照）

ケ 単位修得のない専修学校高等課程・一般課程における履修の単位換算

単位修得のない専修学校高等課程における履修を単位数に換算する場合は、専修学校設置基準第 23 条第 2 項において、一単位当たりの授業時数は、35 時間をもって 1 単位とすることと規定されていることから、以下のとおり算定する。

(例) 前籍校（高等専修学校）において 800 時間の授業を受け、その後、単位制高校に転入する場合の残支給単位数

74 単位 - (800 時間 ÷ 35 時間) = 51 単位（端数切捨て）

コ 前籍校での既履修単位数が確認できない場合の算定方法

前籍校が、学校教育法施行規則第 28 条第 2 項における保存期間 5 年が経過した後

に指導要録等を破棄し、前籍校における履修単位数が確認できない状況で単位制高校に入学する場合は、支給期間の上限（全日制高校等：36 月、定時制課程等：48 月）に対する前籍校の在籍期間（休学期間を含む）の割合に応じて、既履修単位数を算定する。

(例) 前籍校（定時制）に 12 月在籍し（既履修単位数は確認できず）、新たに通信制高校に入学する場合の残支給単位数
 $74 \text{ 単位} - 74 \text{ 単位} \times 12/48 \text{ 月} = 55 \text{ 単位}$ （端数切捨て）

(7) 就学支援金の支給

都道府県は、毎月 1 日の在籍状況に基づき、就学支援金の代理受領者である学校設置者に対して就学支援金を支給する。なお、学校設置者等に対し、就学支援金の支給を行わせるための原資をあらかじめ交付することとなっている場合には、就学支援金の支給時期や、国の都道府県に対する交付金の交付時期に関わりなく、支払とは別に都道府県の判断により行うことができる。

【都道府県立高等学校等の場合、都道府県は受給権者に支給すべき就学支援金を、当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。】

【「授業料減免」、「奨学金」と就学支援金の関係について】

- 就学支援金の額は、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とされており（法第 5 条第 1 項）、すなわち、支給対象高等学校等の設置者である学校法人等が有する受給権者（生徒）の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。
- ここで、「授業料減免」については、一般的に、学校法人等が、授業料債権そのものを変更することで、授業料の一部又は全部を免除することを意味している。このため、学校法人等が「授業料減免」を実施する場合の就学支援金の額は、「授業料減免」による変更後の授業料債権の額となる。
- また、「奨学金」については、一般的に、学校法人等が、その有する授業料債権とは別途、生徒に対して給付する学資金を意味している。このため、学校法人等が「奨学金」を給付する場合には、授業料債権の額に変更は生じない。
- すなわち、学校法人等において「奨学金」を授業料債権と相殺し、実際に金銭を生徒に給付しない場合であっても就学支援金は支給される。

(8) 学校設置者に対する交付決定及び変更交付決定

都道府県は、学校設置者から就学支援金の支給について交付申請（様式 37）があったときは、当該申請内容について審査し、交付額を決定・通知（様式 38）する。

また、学校設置者から交付決定の内容に係る変更承認申請（様式 39）があったときは、当該申請内容について審査し、変更交付額を決定・通知（様式 40）する。

【都道府県立高等学校等の場合は手続不要】

3 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定

都道府県は、毎年度、都道府県の定める期日までに、学校設置者から就学支援金の実績報告（様式 42）を受ける。都道府県は、学校設置者からの報告を集計し、文部科学大臣に前年度の就学支援金の実績を報告（様式 35）する。

文部科学大臣は、4 月 10 日までに都道府県から実績報告を受けて、就学支援金交付金の

額を確定し、都道府県に通知（様式 36）する。都道府県は当該通知を受領後、就学支援金の確定額を学校設置者に通知（様式 43）する。

【都道府県立高等学校等の場合、学校が都道府県へ就学支援金の実績報告を行うこと、及び都道府県が学校へ就学支援金の確定額を通知することは不要】

4 実地検査及びそのフォローアップ

就学支援金事務の一層の適正な実施を図る観点から、各都道府県において、特に学校所在地と生徒の居住地が離れていること、生徒の年齢構成が多種多様であること等の特性を有する広域通信制高校については、各学校が代理受領した就学支援金が適正に授業料と相殺されているかや、就学支援金の支給に関する事務が適正かつ確実な実施がなされているか等について、定期的に実地検査を行う等により確認することが望ましい。

また、広域通信制の各学校において、対外的に発信しているウェブサイト上の説明等についても、定期的に確認することが望ましい。

さらに、支給対象となる高等学校等に対して、適切な事務処理がなされるよう事務マニュアルの作成等の体制の整備を求めることが望ましい。

就学支援金が、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、社会全体の負担により生徒の学びを支えるものであることを十分に認識した上で、上記の実地検査等を通じて、適正かつ確実に事務処理が行われるよう関係者に対して指導助言するとともに、指導した事項については、フォローアップを行う等により、適正な事務の実施を図ること。

5 就学支援金の受給資格消滅の通知、就学支援金支給実績証明書

（1）退学、除籍及び転学等に伴う受給資格の消滅

学校設置者は、受給権者である生徒の受給権が退学、除籍及び転学等の理由により消滅した場合（修業年限が3年未満の課程の卒業、通算在学期間が36月未満での卒業、退学、除籍及び転学、等を対象とし、36月在学した上で卒業もしくは修了した者、私立高等学校に在学した期間が通算して36月を超える者は除く。）は、受給資格消滅者一覧（様式 8）を作成し都道府県に提出する。都道府県は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、受給権者である生徒の受給資格の消滅を確定し、直接生徒に通知（様式 9）するか、または、学校設置者を通じて通知（様式 11）する（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない。）。

この受給資格消滅通知は、生徒が転学や再入学、海外留学からの帰国等により高等学校等に在籍することとなった際に就学支援金を再び受給するに当たっての残受給期間を確認するために必要であり、当該受給資格消滅通知を紛失した生徒は、就学支援金を受給することができなくなってしまう。そのため、受給資格消滅通知を紛失した生徒は支給実績証明書の発行を都道府県に申請（様式 28）することができる。都道府県は当該申請があった場合は、支給実績証明書（様式 29）を発行しなければならない。

（2）所得制限による受給資格の消滅

都道府県は、学校設置者から提出された収入状況届出書及び収入状況届出者一覧に基づき就学支援金の支給額について判定を行った結果、受給権者である生徒が所得制限基準に該当することとなった場合は、学校設置者に対して収入状況審査結果を通知するとともに、所得制限基準に該当したことによる受給資格消滅について、受給権者である生徒に直接通知（様式 10）するか、または、学校設置者を通じて通知（様式 13）する。

6 休学に伴う就学支援金の支給停止、再開

受給権者である生徒が休学する場合、学校設置者を通じて都道府県に対して就学支援金の支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書（様式 20

(省令様式第 2 号)) を学校設置者に提出する。学校設置者は生徒から提出された支給停止申出書を都道府県に提出する。支給停止申出書を受領した都道府県は、支給停止を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給停止通知(様式 23)を発出する。

休学を終えて就学支援金の支給再開を希望する生徒は、学校設置者を通じて都道府県に対して支給再開を申し出る必要がある。支給再開を希望する生徒は、支給再開申出書(様式 24(省令様式第 3 号))に収入状況届出書等を添付して学校設置者に提出する。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すれば足りる。学校設置者は生徒から提出された支給再開申出書及び収入状況届出書を都道府県に提出する。支給再開申出書及び収入状況届出書を受領した都道府県は、支給の可否及び支給額について判定した上で支給再開を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給再開通知(様式 27)(所得要件を満たし支給を再開する場合)又は受給資格消滅通知(様式 10)(所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合)を発出する。

(留意事項)

ア 支給停止・再開申出書の提出があった日の属する月の翌月分から支給停止・再開する(ただし、支給停止・再開申出書の提出があった日が月の初日である場合には、当該月分から支給停止・再開する。)

イ 生徒が入学と同時に休学するなど、認定申請書と同時に支給停止申出書を提出した場合、就学支援金は認定申請書の提出があった日の属する月分から支給されることから、支給停止申出書の提出が月の初日でなくとも、当該月分から就学支援金の支給を停止する。

ウ 復学日の属する月までに支給再開申出書の提出がない場合は、その翌月分から(復学日が月の初日である場合は当該月分から)、支払の一時差止めを行うこととなる。ただし、復学日が月の末日であるなど、復学後その属する月内に支給再開申出書を提出することが困難と認められる場合は、復学後速やかに当該申出書の提出があったものとして取り扱って差し支えない。

エ 所得制限基準に係る要件に該当するため受給権を有していない者が休学した場合は、当該休学期間が自動的に 36 月の受給期間の通算から除かれるが、就学支援金の支払の一時差止めを受けている者については、引き続き受給権者の地位を有しているため、休学し支給停止を希望する際は、支給停止の申出が必要となる。

オ 復学前であっても支給再開の申出を行うことはできる。この場合、休学期間中に授業料が生じていれば、支給再開申出書等の提出があった日の属する月の翌月分から(月の初日の場合は当該月分から)、就学支援金の支給を受けることができる。

カ 復学後に支給再開申出書のみ提出され、収入状況届出書及び課税証明書等が提出されない場合は、支給再開申出書の提出のあった日の属する月の翌月分から(月の初日の場合は当該月分から)、支払の一時差止めを行うこととなる。

なお、支給停止されている者であって、復学時に所得制限基準に該当することを理由に収入状況届出書及び課税証明書等の提出を拒否する者に対しては、受給権の放棄の手続を取るにより、受給資格を消滅させる方法も考えられる。

7 転学に伴う就学支援金の取扱い

生徒の転学時における就学支援金の支給事務において留意すべき事項は以下のとおり(いずれも、所得制限に該当する期間は支給されない。)

(留意事項)

ア 転学をした場合には、改めて学校設置者を通じて認定申請を都道府県に対して行う必要がある。その際、認定申請書にこれまでの高等学校等への在学状況を記載させるとともに、転学元の学校が所在する都道府県から生徒に発行される受給資格消滅通知書又は支給実績証明書を添付させる必要がある。(同一学校内において課程を変更す

- る場合にも、改めて認定申請書を提出することが必要。)
- イ 転学したか否かにかかわらず、高等学校等に在学している期間が36月までの者（定時制課程等は48月）には、就学支援金が支給される。したがって、高等学校等から他の高等学校等へ転学した場合には、編入学・再入学を問わず、36月からそれまでの通算在学期間（支給停止期間を除く。）を除いた月数について就学支援金が支給される。
- ウ 全日制高校等から定時制課程等に転学した場合、48月から高等学校等に在学した月数×4/3（端数切捨て）を除いた月数について就学支援金が支給される。
- エ 定時制課程等から全日制高校等に転学した場合、36月から高等学校等に在学した月数×3/4（端数切捨て）を除いた月数について就学支援金が支給される。
- オ 学年制の全日制高等学校から単位制の定時制高等学校に転学した場合、48月から高等学校等に在学した月数×4/3（端数切捨て）を除いた月数以内で、74単位から過去に履修した科目の（実際に単位を修得したかを問わない）単位数を除いた単位数を上限として、就学支援金が支給される。
- カ 単位制の定時制高等学校から学年制の全日制高等学校に転学した場合、過去に取得した単位数に関係なく36月から高等学校等に在学した月数×3/4（端数切捨て）を除いた月数について就学支援金が支給される。
- キ 外国の高等学校や在外教育施設から日本の高等学校等に転入学した場合、転入学時から最大36月（定時制課程等は48月）就学支援金が支給される。

8 退学・除籍に伴う就学支援金の取扱い

学校が、遑って生徒を退学や除籍とし且つ学費を返還しないために授業料債権が消滅しない場合、退学・除籍を通知した日までの間の就学支援金を支給することができる。

9 株式会社立高等学校の扱い

就学支援金の支給対象となるのは「高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者」（法第4条）であり、株式会社立の高等学校に在学する生徒についても就学支援金の支給対象となる。

株式会社立の学校は市町村が認可している場合が多いが、そのような場合でも当該市町村が属する都道府県が就学支援金の支給事務を行い、学校の設置者が代理受領する。この場合、都道府県の判断により学校を設置認可している市町村に事務の協力を要請することは可能。

10 広域通信制高等学校の扱い

広域通信制高等学校については、設置認可を行った都道府県や市町村が属する都道府県以外の都道府県内にも協力校や提携する民間教育施設が所在するが、就学支援金の支給は、通常他の都道府県内に所在する補習校等に通う生徒の分も含めて、設置認可を行った都道府県から、いわゆる本校を通じて行う。また、協力校や民間教育施設が入学予定者や生徒に対し就学支援金の説明を行ったり、就学支援金事務に関与する場合もあることから就学支援金事務に関する周知や事務の委託にあたっては留意すること。

11 公立大学法人立高等専門学校の扱い

公立大学法人立高等専門学校については、就学支援金の支給者は都道府県、就学支援金の代理受領者は公立大学法人となる。市町村立高等学校等については、就学支援金の支給者は都道府県、就学支援金の代理受領者は市町村となる。

12 高等学校等就学支援金事務費交付金

就学支援金の支給事務に要する費用に充てるため、「高等学校等就学支援金事務費交付金」を国から都道府県へ、予算の範囲内で交付する。

事務費交付金は、生徒数及び学校数等に応じて、都道府県へ一括して交付される。都道

府県は、それぞれの判断により、当該交付金の中から適宜学校設置者に対して事務費を交付する。

13 都道府県から市町村への権限移譲

市町村が設置した高等学校等の生徒に係る就学支援金の支給に関する権限については、事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項）を活用することにより、学校設置者である市町村に委譲することができる。

第4章 学校における事務

就学支援金の支給に関する学校の事務は、法令等に基づく事務、及び都道府県からの委託等に基づいて実施する事務が存在する。都道府県からの委託等に基づいて実施する事務の具体的内容は、都道府県によって異なるが、本実施要領においては、標準的と思われる事務の内容について記載している。

なお、学校設置者に対して委託を行う場合には、省令 14 条が「当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものに委託することができる」と規定していることも踏まえ、就学支援金事務が委託先において適正かつ確実に実施されるよう指導監督すること。また、委託にあたって法令上、文書によらなければならないとはされていないが、事務の分担が明確になっていることが当然求められる。

【本章において、都道府県立高等学校等の場合は、学校設置者を学校と読み替えること。】

1 制度の周知

学校においては、様々な機会を捉え、第1章1の本制度の趣旨・目的及び期待される効果等を、生徒・保護者に周知するよう努める。特に生徒と接する機会が少ない通信制課程等の課程においては、不知又は勘違いにより受給できないことがないように周知を図ること。

一方、第1章1(3)に記載した受給資格や罰則規定について、教職員や生徒に対し、必ずしも十分に周知されているとはいえない状況が見受けられることから、各学校及び広域通信制高校の場合、提携する民間教育施設も含めた就学支援金事務に携わる関係者及び生徒・保護者に対して周知を徹底すること。加えて、学校内の関係者が就学支援金事務を適正に行うことができるよう事務マニュアルの整備など適切な事務処理がなされるよう体制を整備すること。

なお、生徒募集に際して制度の内容の周知を行う場合には、特定の学校についてのみ就学支援金に関し有利な取扱がなされているとの誤認を生徒・保護者に生じさせることのないよう留意する。

2 就学支援金に係る補助金等の交付申請等

学校設置者は、都道府県において、学校設置者等に対し、就学支援金の支給を行わせるための原資等を交付することとなっている場合には、都道府県が定める方法により、原資等の交付申請（様式 37）を行い、就学支援金の支給に充てるものとしてその支払いを受ける。

3 受給資格認定申請書の配付、とりまとめ、都道府県への提出

学校設置者は、就学支援金の受給資格認定申請書（様式 1（省令様式第 1 号））を生徒に配付し、必要事項を記入し、課税証明書等を添付して提出させる。学校設置者は、生徒から提出された認定申請書等に基づき、必要に応じて、支給要件・加算要件を確認した上で認定申請者一覧（様式 2）を作成し、認定申請書とともに都道府県に提出する。また、受給資格認定に係る事務について都道府県から委託等をされていない場合は、生徒から提出された認定申請書を取りまとめて都道府県に提出する。

なお、就学支援金の支給（交付）申請等の手続については、本来であれば受給権者である生徒が行うものであるが、認定申請書に就学支援金の支給（交付）に必要な事務手続を学校設置者に委任することが記載されているため、受給権者である生徒は、認定申請書の提出をもって就学支援金の支給（交付）申請等を学校設置者に委任したこととなる。

※認定申請につき留意すべき事項については、第3章の2(1)留意事項を参照。

4 収入状況届出書等のとりまとめ、都道府県への提出

① 学校設置者は、収入状況届出書（様式 1（省令様式第 1 号））を生徒に配付する。生

徒は、毎年「7月末を目途として都道府県が定める提出期限」までに、収入状況届出書に課税証明書等を添付して学校設置者に提出する。学校設置者は、生徒から収入状況届出書等が提出されたときは、必要に応じて、当該届出書等に基づき支給要件・加算要件を確認した上で、収入状況届出者一覧（様式15）を作成し、都道府県に提出する。また、就学支援金の支給事務について都道府県から委託等がされていない場合は、生徒から提出された収入状況届出書等を取りまとめて都道府県に提出する。

- ② 保護者等について変動等の事由が生じた受給権者である生徒（就学支援金の支給が停止されている者を除く。）については、学校設置者を通じて、速やかに収入状況届出書等を都道府県に提出する必要がある。学校設置者においては、生徒から提出があった場合は、当該収入状況届出書等を都道府県に提出する。（ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該片方の課税証明書等を改めて添付することを要しない。）
- ③ 都道府県及び学校設置者において、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した認定申請書及び収入状況届出書等の提出方法について、他の書類の提出方法とは別に定めることとしてもよい。例えば、以下のような方法も考えられる。

- ・提出は封をした封筒で行う。
- ・受付を事務室など他の生徒の目に触れにくいところで行う。
- ・提出を学校への郵送で受け付ける。
（ただし、学校を経由しない形で認定申請書及び収入状況届出書等を都道府県に直接郵送するなどの方法をとることはできない）

また、課税証明書など、生徒・保護者等のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起らないよう、情報の管理については十分な注意を行うこと。

5 受給資格認定通知等の受理、生徒への配付

学校設置者は、都道府県から生徒への受給資格認定の通知（様式3）又は不認定の通知（様式4）を受領した場合、生徒に配付する。都道府県から受給資格認定結果一覧（様式5）に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する認定の通知（様式6）又は不認定の通知（様式7）を作成し、生徒に配付する。

6 就学支援金の支給決定（予定）

学校設置者は、都道府県から生徒への支給決定（予定）通知（様式44）を受領した場合は、生徒に配付する。都道府県から支給決定（予定）者一覧（様式45）に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給決定（予定）通知書（様式46）を作成し、生徒に配付する。

また、都道府県から生徒への変更支給決定（予定）通知書（様式47）を都道府県から受領した場合は、生徒に配付する。都道府県から変更支給決定（予定）者一覧（様式48）に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する変更支給決定（予定）通知書（様式49）を作成し、生徒に配付する。

通知書の様式は任意様式であり柔軟に変更しても差し支えないものであるため、都道府県、学校等において、他の支給事業の結果や徴収金に係る連絡事項を追加することが可能である（例えば、授業料等の納付通知に就学支援金の支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能）。

7 就学支援金の代理受領、授業料との相殺

（1）私立高等学校等の取扱い

学校設置者は、都道府県から就学支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領し、受給権者である生徒の授業料債権への弁済に充てるものとする。これは、事務経費を極力

抑えるとともに、就学支援金が確実に授業料の支払いに充てられることを担保するためである。

なお、支給対象高等学校等が都道府県立の高等学校である場合は、就学支援金を生徒に対する授業料債権の弁済に充てることは同様であるが、学校設置者と就学支援金の支給者が同一となるため、(都道府県から交付される就学支援金を学校設置者が生徒に代わって受領するという意味の)代理受領は行われぬ。

就学支援金の代理受領と授業料債権の弁済において留意すべき事項は以下のとおり。

(留意事項)

- ア 施設整備費など授業料以外の納付金については就学支援金の支給対象としない。
- イ 年度途中で就学支援金の受給資格認定を申請した場合、申請をした月(月の初日に在学していない場合は翌月)から支給し、「やむを得ない理由により・・・申請をすることができなかつた場合」(法第6条第3項)に当たると認められる場合を除いて、遡って就学支援金を支給できない。
- ウ 当該年度の支援金をもって前年度の授業料債権の弁済に充てることはできない。(例えば4月に支給された就学支援金を3月の授業料の弁済に充てる等)
- エ 授業料と、以前に支払われた就学支援金との相殺後の差額を滞納しているような場合でも、納付期限の到来により新たな授業料債権が発生した場合、就学支援金をもってこれを弁済することができる。
- オ 月の途中で生徒が転学した場合、その月の初日に在籍していた学校の設置者が就学支援金を代理受領する。
なお、月の途中で他の高等学校等に転学等をした生徒については、転学等をした後の高等学校等においては同月分の就学支援金は支給されないため、同一の都道府県立の高等学校等の場合は、転学元の高等学校等で授業料を課し、転学等をした後の高等学校等において同月分の授業料を徴収しないこととすることが望ましい。
- カ 学校設置者において就学支援金を代理受領した際に、年額の授業料についてすでに生徒又は保護者から納付を受けているような場合には、後日納入分において相殺するか、若しくは就学支援金相当額を還付する必要がある。原則、就学支援金は受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものであることや就学支援金制度の趣旨・目的に鑑み、徴収の時点で還付先を確認する等により、確実に生徒・保護者の経済的負担の軽減につながるよう対応することが必要である。
なお、例外的に授業料を徴収した後に就学支援金を還付する方式を採用する場合には、その授業料を負担することが困難な者に対しては、その徴収を就学支援金が支給されるまでの間、猶予するなど、引き続き、生徒・保護者等の負担に十分に配慮すること。
- キ 代理受領した就学支援金は、「授業料」として会計処理を行う。なお、就学支援金に係る原資等を都道府県から受け入れた場合には、一旦「預り金」として受け入れ、授業料の納付期限が到来したときに「預り金」で受け入れた就学支援金のうち確定した就学支援金に相当する額を、「授業料」に振り替えることが妥当である。
なお、参考までに、就学支援金を収納した場合の仕訳は次のようになる。

【月次で授業料収入を収納している学校法人が、授業料から就学支援金相当額を差し引いた額をあらかじめ生徒から収納し、かつ、就学支援金を都道府県から受け入れた場合】

○ 就学支援金3月分が、都道府県から学校法人に入金されたとき 就学支援金3月分全額について、「預り金」で処理 (借) 現金預金 ××××× (貸) 預り金受入収入 ×××××
○ 授業料の納付期限が到来したとき 生徒からの入金分を「授業料」で処理し、就学支援金について「預り金」で処理したうち1月分を「授業料」に振り替え

(借) 現金預金	×××××	(貸) 授業料収入注(1)	×××××
預り金支払支出	×××××	授業料収入注(2)	×××××

注(1) 授業料から就学支援金相当額を差し引いて生徒から収納した額

注(2) 就学支援金について「預り金」で処理したうち1月分の額

【月次で授業料収入を収納している学校法人が、就学支援金を都道府県から受け入れる前に、生徒から授業料全額をあらかじめ収納する場合】

○ 生徒から授業料全額を収納したとき			
(借) 現金預金	×××××	(貸) 授業料収入	×××××
○ 就学支援金3月分が都道府県から学校法人に入金されたとき			
就学支援金3月分全額について「預り金」で処理し、就学支援金について「預り金」で処理したうち生徒への還付相当額を「現金預金」に振り替え			
(借) 現金預金	×××××	(貸) 預り金受入収入	×××××
預り金支払支出	×××××	現金預金	×××××

ク 学校設置者が預り金として就学支援金を受け入れている間は、他の資金と明確に区別し、透明性のある会計処理を行う必要がある。また、この間、就学支援金を預金することにより利息収入が生じないように、就学支援金のみ当座預金口座等により管理を行うことが望ましい（なお、やむを得ない事情により当座預金口座等による管理が行えない場合は、当該利息収入を学校の教育活動に係る経費等に充当することは可能）。

(2) 都道府県立高等学校等の取扱い

都道府県立高等学校等の場合は、都道府県教育委員会は受給権者である生徒に支給すべき就学支援金を、当該都道府県の当該受給権者である生徒の授業料債権の弁済に充てることとなる。

上記の手続きを行うために、都道府県の予算においては、国からの就学支援金交付金を歳入し、就学支援金を歳出するための予算計上が必要である。

また、所得確認の結果に関わらず、都道府県立高等学校等に在学する生徒全員分の授業料を歳入するための予算計上も必要である。

〔 都道府県の予算においては、就学支援金交付金に係る歳入と、授業料徴収に係る2つの歳入が必要となるが、これらは歳入の目的が異なるため、いわゆる予算の二重計上には該当しない。 〕

【都道府県における予算上の手続き】

- ① 都道府県立高等学校等の授業料については、所得確認の結果に関わらず、高等学校等に在学する生徒全員分の調定を行い、都道府県の歳入予算に計上する。
- ② 国から交付される高等学校等就学支援金（都道府県分及び市町村分）を都道府県で受領する際には、高等学校等就学支援金の調定を行い、歳入予算に計上する。
- ③ ②により受領した高等学校等就学支援金を財源として、都道府県の歳出予算（都道府県分及び市町村分）に計上する。
- ④ ①によって発生した授業料債権の弁済に、③の歳出予算（都道府県分）を充当する。
- ⑤ 所得確認の結果、所得制限基準（市町村民税所得割額304,200円）以上の生徒から授業料を徴収する場合は、②～④の手続きによらず、都道府県において適切に会計手続きを行う。

(3) 市町村立高等学校等の取扱い

高等学校設置者が市町村である場合、都道府県立高等学校等の場合とは異なり、市町村の予算上、就学支援金の受領に当たっては、歳入歳出外現金として取り扱うこととなる。これは、学校設置者は、都道府県から就学支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領するためである。

また、所得確認の結果に関わらず、市町村立高等学校等に在学する生徒全員分の授業料を歳入するための予算計上が必要である。

そのため、市町村においては受給権者である生徒に代わって都道府県から就学支援金をいったん受領するが、当該就学支援金を授業料債権の弁済に充てることで、市町村の歳入となる。

【市町村における予算上の手続き】

- ① 市町村立高等学校等の授業料については、所得確認の結果に関わらず、高等学校等に在学する生徒全員分の調定を行い、市町村の歳入予算に計上する。
- ② 都道府県から支出される高等学校等就学支援金（市町村分）は、市町村においては歳入歳出外現金の取扱となり、予算計上は不要となる。
- ③ ②の高等学校等就学支援金（市町村分）を用いて、①によって発生した授業料債権の弁済に充当する。
- ④ 所得確認の結果、所得制限基準（市町村民税所得割額304,200円）以上の生徒から授業料を徴収する場合は、②～③の手続きによらず、市町村において適切に会計手続きを行う。

8 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定

学校設置者は、都道府県の定める期日までに、実績報告書（様式42）を都道府県に提出する。学校設置者は、都道府県から額の確定の通知（様式43）を受領する。

【都道府県立高等学校においては、実績報告書の提出は不要。】

9 就学支援金の受給資格消滅通知

学校設置者は、修業年限が3年未満の課程の卒業、通算在学期間が36月未満での卒業、退学及び転学等により、学校に在学する生徒の受給権が消滅した場合には、受給資格消滅者一覧（様式8）を作成し、都道府県に提出する。

学校設置者は、都道府県から受給権者である生徒の受給資格消滅通知（様式9）を受け取った場合、生徒個人単位に整理し、生徒に配付する（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない。）。

なお、生徒が収入状況届出書等を提出した結果、所得制限に該当した場合においては、学校設置者より受給資格消滅者一覧を作成・提出する必要はないが、都道府県から（所得制限に係る）受給資格消滅通知（様式10）を受け取ったときは、他の場合と同様に、生徒に配付する。

10 就学支援金の支給停止、再開

受給権者である生徒（一時差止め中の者を含む。）が休学をする場合、学校設置者を通じて就学支援金の支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書（様式20（省令様式第2号））を在学する学校設置者に提出する。当該申出書を受領した学校設置者は、当該申出書を都道府県に提出する。

都道府県から支給停止通知を受領した学校設置者は、当該通知を生徒に配付する。都道府県から生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給停止通知を作成し、生徒に配付する。

復学する生徒は、学校設置者を通じて都道府県に対して支給再開を申し出る必要がある。復学する生徒は、支給再開申出書（様式24（省令様式第3号））に収入状況届出書等を添付して、学校設置者に提出する。ただし、既に当該年度の課税証明書等を提出している場

合には、申出書のみ提出すれば足りる。学校設置者は生徒から提出された申出書等を都道府県に提出する。

都道府県から支給再開通知（所得要件を満たし支給を再開する場合）又は受給資格消滅通知（所得制限により支給されない場合）、支払の一時差止め通知（支給再開申出書が提出されない場合）を受領した学校設置者は、当該通知を生徒に配付する。都道府県から生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する通知を作成し、生徒に配付する。

※就学支援金の支給停止・再開につき留意すべき事項については、第3章の6（留意事項）を参照。

様式 2 1

支給停止申出者一覧

国公私		学校種・課程等		
学校名	〇〇高等学校			支給停止 年月
				H26.10

通し番号	認定番号	生徒氏名	備 考
1	14-001-0001-1001	文科 太郎	平成26年10月1日より休学
計		〇名	

(注)

- 1 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 2 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④中等教育学校(後期課程)」、「⑤特別支援学校(高等部)」、「⑥高等専門学校(1～3学年)」、「⑦専修学校(高等課程・一般課程)昼間学科」、「⑧専修学校(高等課程・一般課程)夜間等学科」、「⑨専修学校(高等課程・一般課程)通信制学科」、「⑩各種学校(外国人学校・その他)」の別を記入すること。
- 3 「認定番号」の欄は、(西暦下2ケタ) - (都道府県番号) - (国公立番号) - (学校番号) - (申請リストの通し番号) を記入すること。
- 4 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を全角1文字分スペースを空けること。

様式30

様式1(用紙 日本工業規格A4縦型)

文 書 番 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事 印

平成〇年度高等学校等就学支援金交付金交付申請書

平成〇年度高等学校等就学支援金交付金を下記のとおり交付されるよう、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基
づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 目的及び内容 _____
- 2 交付対象期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月
- 3 交付申請額 _____ 円